

令和5年度

環境局清掃事業概要

(令和4年度実績)

金沢市環境局

目 次

第1章 総 説	
1. 市 勢	1
2. 本市における廃棄物処理の沿革と課題	2
第2章 組織及び人員	
1. 組 織	4
2. 職員配置	6
第3章 予算及び原価計算	
1. 令和5年度当初予算	7
2. 令和4年度処理経費	11
第4章 施設及び車両	
1. 施設の配置	13
2. 施設の概要	14
3. 車 両	22
第5章 ごみ処理	
1. ごみの収集・運搬	23
2. ごみの排出状況	24
3. ごみの組成分析	26
4. ごみの処理・処分	26
5. 側溝の清掃	28
6. 犬、猫等の死体処理件数	28
7. 不法投棄	28
第6章 事業系廃棄物の処理	
1. 事業系一般廃棄物	30
2. 産業廃棄物	30
3. 産業廃棄物処理業者	31
4. 産業廃棄物処理状況	31
5. 事業者、許可業者への立入調査	32
6. 産業廃棄物処理施設	32
第7章 し尿処理	
1. 概 要	33
2. 株式会社金沢環境サービス公社	33
第8章 ごみの発生抑制、再使用、再利用（3R）意識の普及及び広報等	
1. 概 要	34
2. 3R意識の普及	34
3. 広報・環境学習等	36
4. 減量化活動への支援	36
5. 地域の美化	37
6. 条例に基づく審議会等による3Rの推進	37
金沢市清掃事業史年表	39

第1章 総説

1. 市勢

本市は石川県のほぼ中央に位置しており、北は津幡町を経て景勝の地能登半島に連なり、西は日本海に面している。また、南は加賀平野となって白山市に伸び、東は1,500m以上の山が連なり富山県に接している。市街地は金沢城址を中心に広がり、南北を流れる犀川・浅野川の美しい流れと木々の緑にかこまれた「森の都」にふさわしい都市のたたずまいをみせている。

金沢の歴史は文明3年（1471年）蓮如上人が現金沢城に寺院を建立し尾山御坊と称したことに始まり、天正8年（1580年）佐久間盛政が一向一揆を討ちここに尾山城を築いた。天正11年（1583年）盛政が賤ヶ岳の戦いに敗れ、前田利家が七尾の小丸山城から入城、金沢城と改称し、以後加賀・能登・越中を合わせた加賀百万石の城下町として繁栄を続けてきた。この間、一度も戦災を受けることなく金沢城石川門や土堀に囲まれた武家屋敷などが昔の姿そのままに残っており、また国指定特別名勝の兼六園は日本三名園の一つとして知られている。加賀藩は独自の文化・産業を育成したため、今でも九谷焼や大樋焼の陶磁器、蒔絵、加賀友禅、加賀象嵌、金箔などの伝統産業が栄え、また能楽、謡曲、茶道、生花なども盛んである。

明治4年の廃藩後に金沢町と称し、明治22年市制が施行された。市制施行後は県庁所在地として行政・文化・経済の中心として発展を続け、現在、行政面積468.81km²、人口458,005人、世帯数210,307世帯（令和5年4月1日現在）となっている。

この間、金沢港の開港、北陸自動車道の開通、金沢駅鉄道高架化、北陸新幹線の開業などが実現し、現在では既成市街地の再開発など都市基盤整備を進める一方で、伝統環境の保存や都市景観の創出にも意を用い、本市の歴史的・地理的条件を生かした都市づくりに取り組んでいる。

また、平成8年4月1日には「中核市」に移行し、事務権限が強化されるなど市民サービスの向上・個性的で独自のまちづくりの推進への地盤が固まった。

一方、都市宣言として交通安全都市宣言、緑の都市宣言、平和都市宣言、景観都市宣言、世界工芸都市宣言を打ち出してきたほか、平成10年に、豊かな自然と都市環境の調和を目指し、環境都市宣言を行い、令和2年3月には、2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、脱炭素化社会への取組みを積極的に進めていく姿勢を表明するため、ゼロカーボンシティ宣言を行った。

表1 面積、世帯数、人口の推移

	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口増減 (人)
1926 (昭元)	16.82	33,063	150,554	—
1935 (昭10)	51.55	37,602	175,049	24,495
1945 (昭20)	111.09	50,309	203,020	27,971
1955 (昭30)	303.76	61,662	277,798	74,778
1965 (昭40)	458.90	85,666	337,192	59,394
1975 (昭50)	549.31	115,558	389,806	52,614
1985 (昭60)	468.09	139,661	427,447	37,641
1995 (平7)	467.77	165,947	450,414	22,967
2005 (平17)	467.77	179,946	452,995	2,581
2014 (平26)	468.22	195,696	462,945	646
2015 (平27)	468.64	197,856	464,124	1,179
2016 (平28)	468.64	200,038	465,077	953
2017 (平29)	468.64	201,623	465,265	188
2018 (平30)	468.64	202,637	464,427	▲838
2019 (令元)	468.64	204,087	463,387	▲1,040
2020 (令2)	468.64	205,807	462,118	▲1,269
2021 (令3)	468.79	207,576	462,502	384
2022 (令4)	468.79	208,704	459,549	▲2,953
2023 (令5)	468.81	210,307	458,005	▲1,544

※昭和50年までは各年末の推計値であり、昭和60年以降は各年4月1日現在の推計値

2. 本市における廃棄物処理の沿革と課題

(1) 一般廃棄物（ごみ）

昭和30年から50年代前半においては、高度経済成長に端を発した大量生産・大量消費型社会への移行に伴って急増したごみの適正な処理を確保するため、収集体制の確保と施設の整備に重点を置いた施策を展開した。

昭和50年代後半からは、環境保全の必要性から、ごみの資源化を施設整備と並行して進め、昭和60年度を皮切りに資源回収モデル校下の指定を順次拡大し、平成2年度には資源回収を全市域において開始した。さらに、分別の徹底に併せ収集作業の安全性を確保するため、平成6年度より半透明ごみ袋を、平成8年度より排出指導・禁止シールの使用を導入し、市民の排出マナーの向上とごみ処理に対する意識啓発に効果をあげてきた。

平成9年には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が制定され、本市においても一般廃棄物の中で大きなウェイトを占める容器包装廃棄物の資源化をより促進するため、平成11年度開始したペットボトルに続き、平成13年には容器包装プラスチックの全市収集を開始した。

平成15年からは、ごみの発生抑制と排出者負担の公平化を図るため、粗大ごみの一部有料戸別収集制度を導入した。

また、平成21年4月には、世界的な金属価格の高騰などを背景に、ごみ集積場からの空き缶などの持ち去り行為が社会問題化したことから、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、ごみ集積場からの家庭系廃棄物（資源物）の持ち去り行為を禁止することとした。

平成24年度には、小型家電類の分別区分について、埋立ごみの一部から金属ごみに、また、平成27年度には有料粗大ごみの一部から金属ごみに変更することで、再資源化の拡大を図っている。

一方、施設整備においては、ごみ焼却施設2箇所及び最終処分場である埋立場を設置し、ごみ処理に必要な施設を確保してきた。平成24年3月にごみ焼却施設である西部クリーンセンター新工場が竣工し、環境に配慮したエネルギー創出拠点として、東西クリーンセンターの名称を「西部環境エネルギーセンター」及び「東部環境エネルギーセンター」に改称し、この機に硬質プラスチック等を燃やすごみに変更し、ごみ焼却により発生する熱を利用したサーマルリサイクルの向上を図ることとした。最終処分場については、戸室新保埋立場（第4期）を令和2年10月の開設に併せ、重機・搬入路等の受入体制を整備した。

更なるごみの減量化・資源化を図るため、平成30年2月から家庭ごみの指定ごみ袋収集制度、平成31年4月から第5週目の容器包装プラスチックの収集を開始したほか、令和2年2月に策定した第6期金沢市ごみ処理基本計画、令和3年2月に策定した金沢市食品ロス削減推進計画に基づき、各種施策を展開し、ごみの減量と資源循環による持続可能な社会の実現を図っている。また、コロナ禍を通して生活環境が大きく変化し、ごみ処理を取り巻く状況も大きく影響を受けていることから、令和5年度には、前年度に実施したごみの排出実態調査を踏まえ、第7期ごみ処理基本計画を前倒して策定する。

(2) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）

し尿・浄化槽汚泥は、公共下水道の普及に伴い年々減少している。収集業務は許可業者により行っているが、減少する処理量に対応するため、平成7年10月に西部衛生センターを改築した。

この施設では、し尿等に含まれているし渣を脱水後、隣接するごみ処理施設で焼却処分するほか、処理後の処理水及び汚泥を、同じく隣接する下水道施設で最終処理するなど、3施設を有機的に連携させて、一体的な施設として効率的な運用を図っている。

(3) 産業廃棄物

産業廃棄物については、排出事業者・処理事業者に対する立入検査の実施、文書による指導、金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく処理施設の事前審査等により適正処理の確保に努め

ているほか、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」により、建設系産業廃棄物の保管場所等の届出、報告を義務付け、不適正保管に対する監視の強化を図っている。

第2章 組織及び人員

1. 組織

局	課 等	分 掌 事 務
環 境 局	環 境 政 策 課	1 環境行政の企画及び調整に関する事項 2 廃棄物処理施設の整備計画及び建設に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 4 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項 5 自然環境の保全に係る規制指導並びに普及及び啓発に関する事項 6 野生動植物の保護に関する事項 7 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項 8 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び土壌汚染の調査及び規制指導に関する事項 9 大気及び水質の常時監視に関する事項 10 地下水保全及び地盤沈下対策に関する事項 11 浄化槽の設置及び監視指導に関する事項 12 公害関係法令等の各種届出及び苦情相談に関する事項 13 生活環境の保全に係る普及及び啓発に関する事項 14 局の所管事務で他課に属しない事項
	ゼ ロ カ ー ボ ン シ テ イ 室 推 進	1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 温暖化対策に係る調査研究に関する事項 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 4 温室効果ガスの排出量の削減等に関する事項 5 食品ロスの削減の推進に関する事項
	戸 室 新 保 理 立 場	1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
	ご み 減 量 推 進 課	1 廃棄物の減量化及び適正処理に係る企画及び調整に関する事項 2 廃棄物の収集、運搬及び処分における局内の調整に関する事項 3 清掃職員の研修に関する事項 4 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 5 家庭系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 6 家庭系廃棄物の適正処理指導に関する事項 7 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項 8 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 9 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 10 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関する事項 11 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可に関する事項 12 一般廃棄物処理施設の設置届出の受理に関する事項 13 産業廃棄物処理施設の管理に係る指導に関する事項 14 浄化槽清掃業の許可に関する事項 15 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項

環境局		<ul style="list-style-type: none"> 16 廃棄物の分別の推進に関する事項 17 臨時のごみ等の収集に関する事項 18 廃棄物の不法投棄の防止及び不法投棄された廃棄物の回収に関する事項
	西部管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 西部管理センターの管理運営に関する事項 2 西部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項 3 業務中に発生した事故の処理に関する事項 4 西部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の収集及び運搬の作業及び管理に関する事項 5 西部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項
	東部管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 東部管理センターの管理運営に関する事項 2 東部管理センターの車両及び器具器材の管理に関する事項 3 業務中に発生した事故の処理に関する事項 4 東部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の収集及び運搬の作業及び管理に関する事項 5 東部管理センター収集区域の家庭系廃棄物の排出指導及び啓発に関する事項
	施設管理課	<ul style="list-style-type: none"> 1 東西環境エネルギーセンターの管理運営に関する事項 2 西部衛生センター及びリサイクルプラザの管理運営に関する事項 3 局の管理する施設の附属施設としての電気、給排水衛生その他の設備の営繕に関する事項 4 廃棄物焼却処理計画に関する事項 5 廃棄物処理手数料の収入に関する事項
	西部環境エネルギーセンター	<ul style="list-style-type: none"> 1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	東部環境エネルギーセンター	<ul style="list-style-type: none"> 1 ごみ等の焼却処理に関する事項
	西部衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

職種	所属	所属											合計	
		環境政策課	戸室新保理立場	ごみ減量推進課	西部管理センター	東部管理センター	施設管理課	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター	戸室リサイクルプラザ	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ		西部衛生センター
行政職	局長	1												1
	次長	1		1			1							3
	課長		1	2	1			1	1		(1)	(1)	(1)	6
	課長補佐（係長含）	3		2	1	2	6	(1)	1					15
	主査（係長含）	3	1	10	2	1	5							22
	主査（管理運転長・管理指導員・ 管理班長・管理技能長・班長）		1		5	5		2	2					15
	主任主事	1		3										4
	主事			5										5
	主任技師		1	7	1	1	4							14
	技師			1			4							5
	会計年度任用職員			2			1		2	2				7
	（清掃事業に従事しない職員）	(28)												(28)
計	9	4	33	10	9	21	3	6	2	0	0	0	97	
技能労務職	運転技士	主査（班長・運転長）		2	1	11	11							25
		主任運転技士		4	3	12	11							30
		運転技士		1	1	2								4
		再任用（フルタイム）				9	7							16
		再任用（短時間）												0
		小計	0	7	5	34	29	0	0	0	0	0	0	75
	業務技士	主査（班長・業務長）												0
		主任業務技士				2	3							5
		再任用（フルタイム）				2	3							5
		再任用（短時間）												0
		会計年度任用職員							1					1
	小計	0	0	0	4	6	0	1	0	0	0	0	11	
	技能技士	主査（技能長）						6	6					12
		主任技能技士						7	8					15
		技能技士						1						1
		再任用（フルタイム）						4	5					9
		再任用（短時間）												0
		小計	0	0	0	0	0	0	18	19	0	0	0	37
計	0	7	5	38	35	0	19	19	0	0	0	123		
合計	9	11	38	48	44	21	22	25	2	0	0	0	220	
早朝収集職員（非常勤パート）														0

（ ）は兼務職員で合計には含めず
「清掃事業に従事しない職員」は合計には含めず

第3章 予算及び原価計算

1. 令和5年度当初予算

令和5年度の環境局（廃棄物部門）の当初歳出予算は、5,685,747千円であり、本市の予算（一般会計181,950,000千円）に占める割合は3.1%となっている。

(1) 主要施策

令和5年度は、ごみ処理基本計画（第6期）の着実な実践と暮らしの基盤となる環境づくりを推進する。

また、令和3年2月に策定した金沢市食品ロス削減推進計画に基づき、食べきれなかった料理の持ち帰り事業をモデル実施するなど、食品ロス対策のさらなる推進を図る。

さらに、プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日から施行されたことを受け、本市でもプラスチック資源の一括回収に向けた検討を進めるため、令和4年度には、製品プラスチックの試験収集及びごみの排出実態調査を実施した。また、コロナ禍を通して生活環境が大きく変化し、ごみ処理を取り巻く状況も大きく影響を受けていることから、令和5年度は、昨年度の調査結果を踏まえ、第7期ごみ処理基本計画を前倒して策定する。

また、子育てリユースフェアやエコ・スイーツレシピコンテストによる家庭ごみ減量の啓発や、事業系古紙の資源化を促進など、一層の廃棄物の減量化・資源化に努めていく。

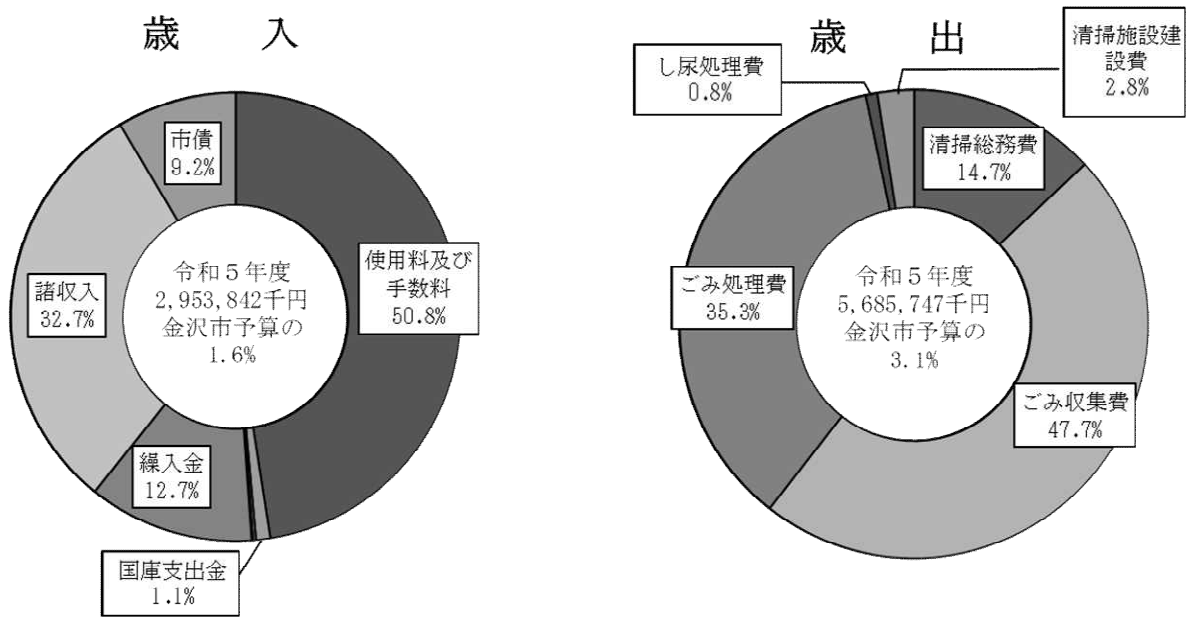
① 市民・事業者との協働によるごみ減量化の推進

- | | | | |
|---|------------------|-------|--|
| ア | 古紙集団回収の推進 | …………… | 古紙リサイクル体制を堅持するため、活動団体への奨励金と回収業者への助成金を交付する。 |
| イ | 事業系ごみの減量化・資源化の推進 | …………… | 古紙の保管場所整備や機密文書の資源化処理に係る助成制度により事業者が資源化に取り組みやすい環境の整備に努めるほか、中小企業向け減量化・資源セミナーの開催や、減量化・資源化の模範となる事業者の表彰など、排出事業者の意識向上を図る。 |

② 美しい都市環境の形成

- | | | | |
|---|-----------------|-------|--|
| ア | 不法投棄防止対策事業 | …………… | 監視パトロールや不法投棄防止対策員による監視のほか、啓発看板や監視カメラの設置などにより、不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応を図る。 |
| イ | 産業廃棄物適正処理促進指導事業 | …………… | 排出事業者や処理業者向けのセミナーを開催し、排出事業者の適正処理に関する意識の向上や優良な処理業者の育成を図る。 |

図1 令和5年度環境局（清掃部門）当初予算の編成



(2) 歳入

(単位：千円)

		本年度	前年度	比較	説明	
使用料及 手 数 料	清掃使用料	221	120	101	廃棄物処理施設敷地 使用料	221
	清掃手数料	1,404,063	1,460,146	△56,083	廃棄物処理手数料	1,404,063
国庫支出金	清掃費補助金	30,210	16,050	14,160	地方創生推進 交付金	1,210
					地方創生道整備 交付金	27,500
					社会資本整備 総合交付金	1,500
県支出金	環境衛生費補助金	6,609	1,135	5,474	消費者行政強化 推進事業費補助	5,680
					海岸漂着物地域対策 推進事業委託金	929
財産収入	配当金収入	100	100	0	株式会社金沢環境 サービス公社配当金	100
	基金利子収入	1,400	300	1,100	廃棄物処理施設 整備積立基金利子	1,400
	再生品売払収入	1,180	1,040	140	戸室リサイクルプラザ 再生品売払収入	1,180
繰入金	基金繰入金	352,103	312,305	39,798	地域コミュニティ 活性化基金繰入金	352,103
					諸収入	清掃費雑入
					自動車損害 自共済保険金	200
					ごみ処理施設 整備費負担金	66,012
					公共事業関連 公移転補償金	80,000
					環境エネルギー センター売電収入	610,058
					雇用保険料	93
市債	清掃債	254,000	309,500	△55,500	その他実費収入	664
					公共事業等債	26,000
					一般廃棄物処理事業債	127,200
					公共施設等適正管理 推進事業債	100,800
計		2,953,842	2,924,723	29,119		

(3) 歳出

(単位：千円)

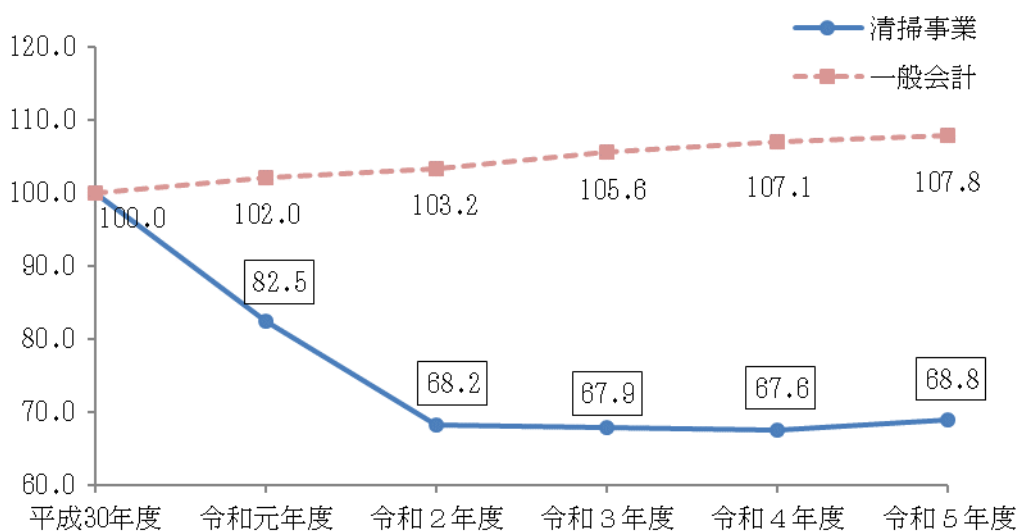
科目		本年度	前年度	比較	説明	
清掃費	清掃総務費	825,189	725,977	99,212	職員費	318,336
					ごみ減量化・ 資源化推進費	450,234
					ごみ適正管理・ 適正処理促進費	21,965
					一般経費	34,654
	ごみ収集費	2,678,464	2,655,675	22,789	職員費	696,993
					定期ごみ収集費	1,277,396
					清掃車両購入費	39,300
					臨時ごみ収集費	57,481
					ごみ収集管理センター費	104,485
					リサイクルプラザ費	502,809

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明	
ごみ処理費	1,978,660	2,016,648	△37,988	職員費	566,154
				環境エネルギーセンター整備運営費	741,386
				戸室新保理立場整備運営費	572,732
				廃棄物埋立場関連費	80,288
				水銀含有廃棄物対策費	18,100
し尿処理費	44,334	44,856	△522	西部衛生センター管理運営費	44,334
清掃施設建設費	159,100	140,300	18,800	埋立場跡地整備事業費	17,700
				廃棄物処理施設整備積立基金積立金	141,400
計	5,685,747	5,583,456	102,291		

表2 歳出予算の推移（年度別）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
清掃事業合計(A)	8,259,245 千円	6,812,518 千円	5,636,380 千円	5,610,509 千円	5,583,456 千円	5,685,747 千円
一般会計合計(B)	168,710,000 千円	172,100,000 千円	174,150,000 千円	178,210,000 千円	180,610,000 千円	181,950,000 千円
一般会計に占める割合(A/B)	4.9 %	4.0 %	3.2 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %
人口1人あたりの局(清掃)の予算額	17,784 円	14,702 円	12,197 円	12,131 円	12,150 円	12,414 円
1世帯あたりの局(清掃)の予算額	40,759 円	33,380 円	27,387 円	27,029 円	26,753 円	27,035 円

図2 清掃事業合計(A)と一般会計合計(B)の経年変化(平成30年度=100)



2. 令和4年度 処理経費

表3 令和4年度経費計算表

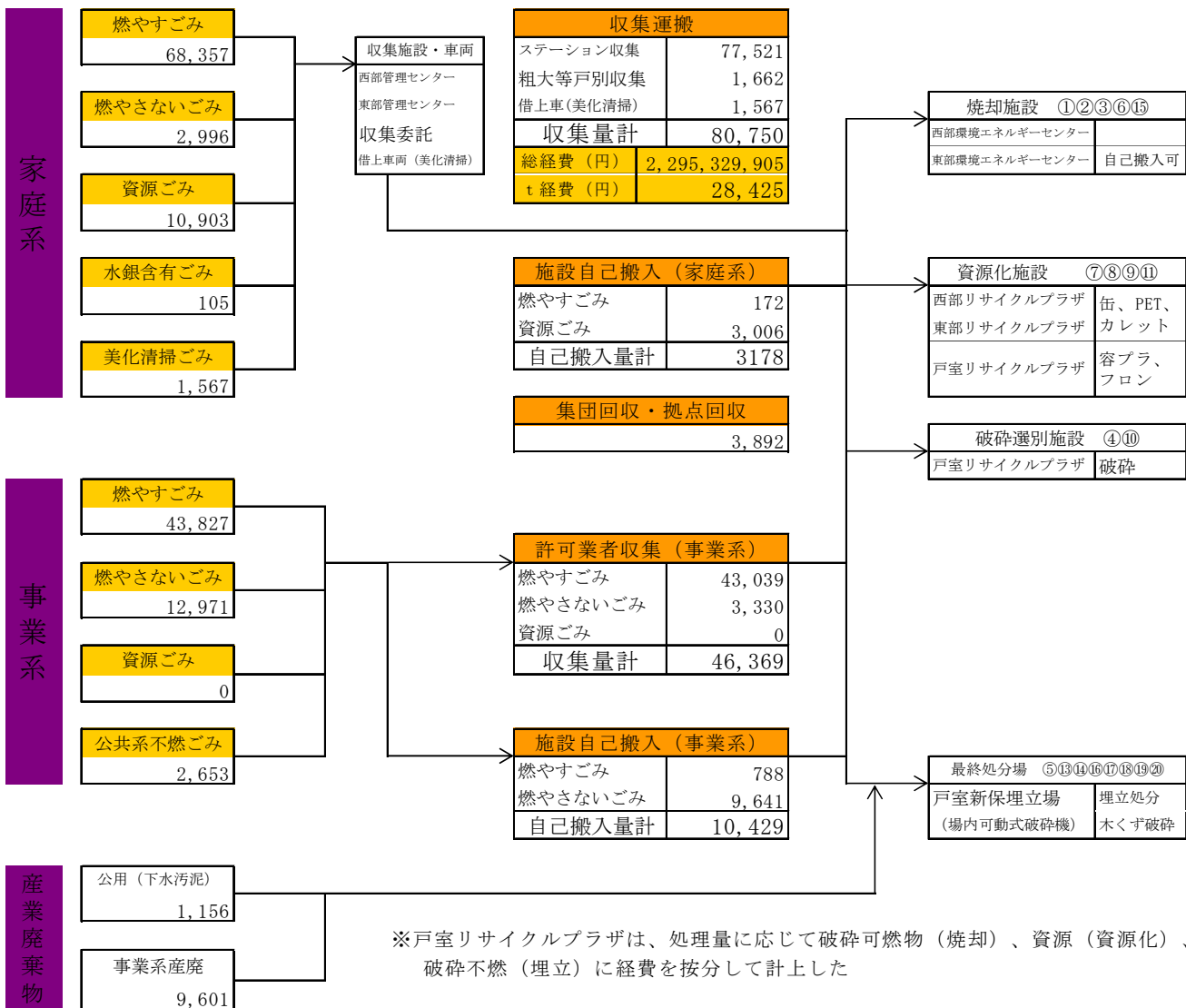
経費区分	管理部門	収集運搬部門	中間処理部門			最終処分部門※3	し尿処理部門	
			資源化※1	焼却※2	合計			
人件費	報酬	5,667,000	1,388,110	4,470,400	8,820,873	13,291,273	0	0
	給料	155,337,224	381,835,027	0	234,686,873	234,686,873	44,930,445	0
	手当	101,708,756	226,559,935	886,521	149,679,087	150,565,608	31,784,258	0
	共济費	53,187,218	131,545,726	961,885	83,152,344	84,114,229	16,193,728	0
	賃金	0	0	0	0	0	0	0
	旅費	507,860	79,600	184,800	236,960	421,760	0	0
	計(1)	316,408,058	741,408,398	6,503,606	476,576,137	483,079,743	92,908,431	0
物件費	消耗品費	1,466,639	35,004,631	3,165,077	92,970,210	96,135,287	36,676,531	796,631
	燃料費	468,566	18,652,740	3,650,241	10,166,964	13,817,205	17,616,463	0
	印刷製本費	12,005,620	3,072,872	88,550	88,000	176,550	273,900	0
	光熱水費	195,414	17,959,005	17,409,625	35,250,241	52,659,866	39,436,655	1,198,525
	修繕料	779,462	26,835,508	38,715,498	364,024,354	402,739,852	51,320,828	3,704,800
	手数料	2,336,823	11,705,407	1,928,187	31,498,751	33,426,938	16,307,812	401,547
	保険料	488,864	3,275,821	72,970	2,363,248	2,436,218	740,480	0
	委託料	25,195,542	1,192,856,100	216,932,714	257,270,117	474,202,831	220,670,389	26,842,200
	使用料・賃借料	437,712	26,645,332	568,082	18,238,722	18,806,804	58,773,420	0
	負担金・補助金等	23,129,952	30,000	0	0	0	0	6,642,653
	補償・補填・賠償金等	0	0	0	0	0	0	0
除却費	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1,225,036	56,600	58,995,780	1,503,610	60,499,390	73,900	0	
計(2)	67,729,630	1,336,094,016	341,526,724	813,374,217	1,154,900,941	441,890,378	39,586,356	
その他	起債利子	0	0	168,403	15,398,323	15,566,726	4,020,494	29,780
	建物・構築物減価償却	0	5,880,556	60,011,035	195,559,791	255,570,826	292,978,995	6,260,309
	機械・車両減価償却	1,208,541	32,320,372	41,242,527	343,471,217	384,713,744	73,543,261	7,322,867
	減価償却費計	1,208,541	38,200,928	101,253,562	539,031,008	640,284,570	366,522,256	13,583,176
計(3)	1,208,541	38,200,928	101,421,965	554,429,331	655,851,296	370,542,750	13,612,956	
経費合計(1)+(2)+(3)	385,346,229	2,115,703,342	449,452,295	1,844,379,685	2,293,831,980	905,341,559	53,199,312	
控除収入	8,472,663	4,884,030	269,242,573	771,715,531	1,040,958,104	10,763,431	0	
管理部門経費配分		184,510,593	15,752,462	93,763,544	109,516,006	78,196,717	4,650,250	
実質処理経費		2,295,329,905	195,962,184	1,166,427,698	1,362,389,882	972,774,845	57,849,562	
処理量(t) し尿はkl		80,653	14,928	124,611	139,539	35,675	7,867	
処理原価(円/tまたはkl)		28,459	13,127	9,361	9,764	27,268	7,353	
処理原価推移	令和3年度		26,892	23,696	11,479	12,873	26,986	8,182
	令和2年度		26,892	23,696	11,479	12,873	26,986	8,182
	令和元年度		28,412	21,519	10,444	11,684	26,276	7,647
	平成30年度		28,945	18,065	11,266	12,016	21,471	8,202
	平成29年度		24,629	16,535	9,402	10,058	20,165	7,343

※1 資源化経費＝リサイクルプラザ費(戸室リサイクルプラザは資源化経費のみ)、金属類委託処理費、集団回収費等の合計

※2 焼却経費＝環境エネルギーセンター費、戸室リサイクルプラザ費(破碎焼却分)、木くず破碎費の合計

※3 最終処分経費＝埋立場費、戸室リサイクルプラザ費(破碎不燃分)

令和4年度ごみ処理フロー（収集量及び経費別） 単位：t、円



※戸室リサイクルプラザは、処理量に応じて破碎可燃物（焼却）、資源（資源化）、破碎不燃（埋立）に経費を按分して計上した

●焼却

	焼却量（t）	焼却経費（円）
① 家庭系燃やすごみ	68,357	焼却場費
② 事業系燃やすごみ	43,827	戸室プラザ費
③ 下水道汚泥混焼	3,397	埋立場破碎費
④ 戸室プラザ可燃物	64	
⑤ 埋立場破碎可燃物	8,761	
⑥ その他可燃物	205	
焼却量計	124,611	総経費 1,166,427,698
		t経費（円/t） 9,361

破碎可燃量含む

破碎可燃経費含む

●資源化

	資源化量（t）	資源化経費（円）
⑦ 家庭系資源ごみ	10,871	東西プラザ費
⑧ 水銀	105	戸室プラザ費
⑨ 事業系資源ごみ	0	水銀
⑩ 破碎資源回収	53	集団回収及び
⑪ 粗大ごみ再生利用品	5	委託処理費等
⑫ 集団回収・拠点回収	3,892	
資源化量計	14,926	総経費 195,962,184
		t経費（円/t） 13,129

破碎資源化量含む

破碎資源化経費含む

●最終処分場

	最終処分量（t）	最終処分経費（円）
⑬ 家庭系燃やさないごみ	3,410	埋立費
⑭ 事業系燃やさないごみ	4,210	戸室プラザ費
⑮ 焼却残渣	13,078	
⑯ 公用（下水汚泥）	1,156	
⑰ 美化清掃ごみ	1,567	
⑱ 公共系不燃ごみ	2,653	
⑲ 事業系産廃	9,601	
⑳ 災害廃棄物	0	
最終処分総量	35,675	総経費 972,774,845
		t経費（円/t） 27,268

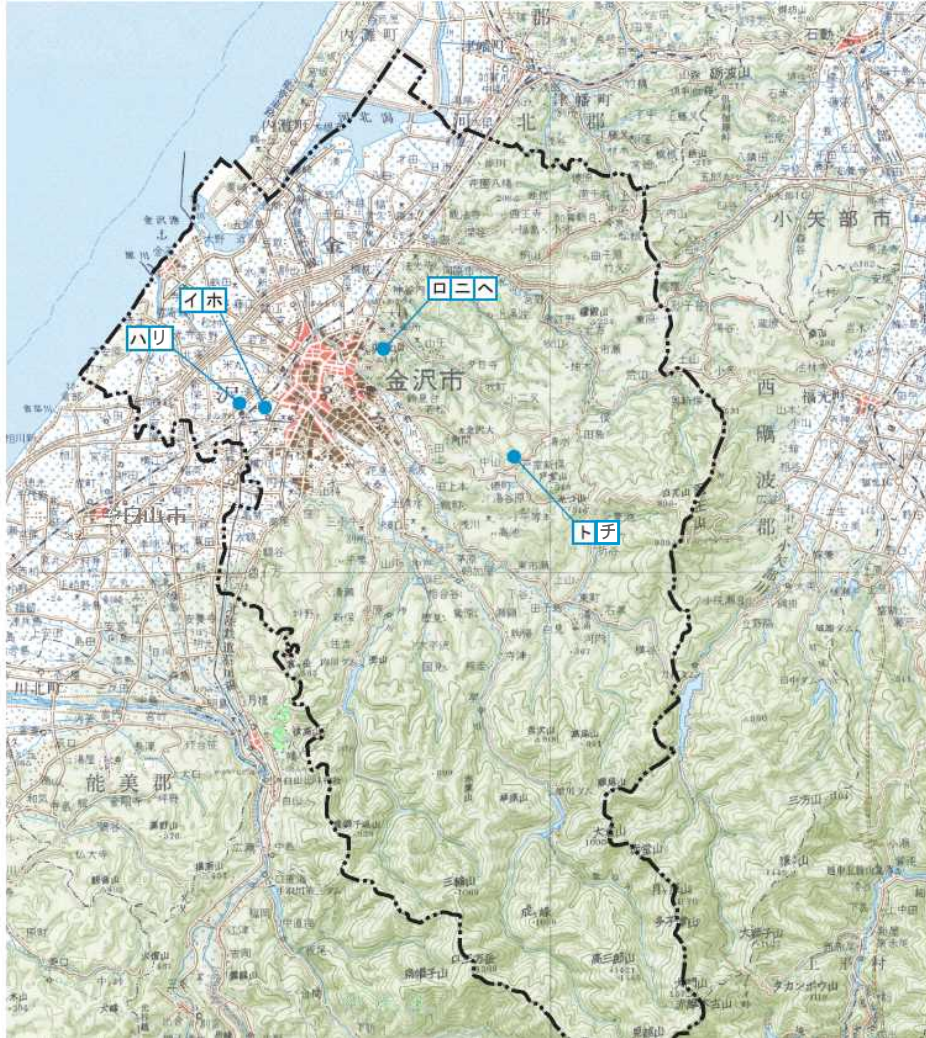
破碎埋立量含む

破碎埋立経費含む

第4章 施設及び車両

1. 施設の配置

本市のごみ処理施設は、次のとおりで、市を東西の地域に分け、それぞれに収集管理センター、焼却施設及びリサイクルプラザを配置している。また、最終処分場は両拠点からそれほど遠くない山間部に配置することで効率的なごみ処理を行っている。



「国土地理院発行の20万分の1地勢図（金沢、七尾）」

施設区分	施設名	所在地
収集管理センター	イ 西部管理センター	金沢市糸田新町1番30号
	ロ 東部管理センター	金沢市鳴和台359番地
焼却施設	ハ 西部環境エネルギーセンター	金沢市東力町ハ3番地1
	ニ 東部環境エネルギーセンター	金沢市鳴和台357番地
リサイクルプラザ	ホ 西部リサイクルプラザ	金沢市糸田新町1番30号
	ヘ 東部リサイクルプラザ	金沢市鳴和台432番地
	ト 戸室リサイクルプラザ	金沢市戸室新保ハ604番地
最終処分場	チ 戸室新保埋立場（第4期）	金沢市戸室新保ロ480番地1
し尿処理施設	リ 西部衛生センター	金沢市東力町ハ3番地1

2. 施設の概要

(1) 収集管理センター

市内のごみを効率的に収集するため、市域を東西に分け、それぞれに収集管理センター（西部管理センター・東部管理センター）を設置している。ここでは、53台の収集車両と92名の収集職員により、直営収集を行っている。

なお、平成11年度より委託収集を導入し、以後委託業務の拡大を図っている。

表4 管理センター一覧

名 称	西部管理センター	東部管理センター
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台359番地
竣 工 年 月 日	管理棟 昭和56年3月23日（改築） 車庫棟 平成10年7月10日	平成3年2月20日（改築）
敷 地 面 積	9,016㎡ （西部リサイクルプラザを含む）	7,431㎡
延 床 面 積	管理棟 1,922㎡ 車庫棟 1,699㎡	管理棟 1,949㎡ 車庫棟 2,390㎡
建 設 費	管理棟 449,900千円（旧車庫棟を含む） 車庫棟 314,790千円	661,466千円

(2) リサイクルプラザ

容器包装リサイクル法に対応するため、平成11年度に東西リサイクルプラザを開設した。市内で収集した缶やペットボトルを選別し資源化するとともに、処理後の圧縮成型品やカレットを再生事業者へ引き渡すまでの一時保管施設として稼働している。

また、戸室リサイクルプラザを平成15年に開設し、不燃物の破碎・選別や容器包装プラスチックの選別・圧縮梱包を行う一方、市民のリサイクル活動の拠点としても活用を図り、環境教育の普及啓発に努めている。

表5 リサイクルプラザ一覧

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ	戸室リサイクルプラザ		
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地	金沢市戸室新保ハ604番地		
竣 工 年 月 日	平成11年2月26日	平成11年6月22日	平成15年6月30日		
敷 地 面 積	9,016㎡ (西部管理センターを含む)	8,098㎡	22,590㎡		
建 物 概 要	処 理 棟	鉄骨造3階建 延床面積1,406㎡	鉄骨造3階建 延床面積1,272㎡	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建 延床面積8,079㎡	
	プ ラ ザ 棟	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積365㎡	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積538㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建 延床面積3,015㎡	
	ストックヤード棟	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積795㎡	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積914㎡	鉄骨造平屋建 延床面積1,200㎡	
処 理 能 力	12.84 t/日	12.84 t/日	91 t/日		
処 理 対 象	缶、ペットボトル	缶、ペットボトル	粗大ごみ、埋立ごみ、 容器包装プラスチック		
貯 留 対 象	スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル、 カレット(3色)	スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル、 カレット(3色)	プラスチック成形品、多量 ごみ、除湿機のフロンなど		
建 設 費 内 訳	建 設 費	1,102,601千円	1,290,365千円	6,176,820千円	
	財 源	国 庫 補 助 金	223,993千円	261,363千円	1,476,864千円
		県 費 補 助 金	15,000千円	15,000千円	20,000千円
		起 債	638,300千円	744,800千円	4,350,900千円
		一 般 財 源	225,308千円	269,172千円	253,344千円
		そ の 他			75,712千円

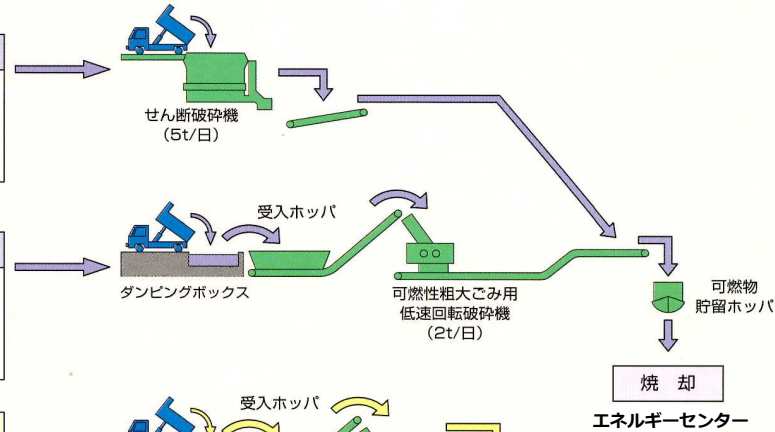
処理フローシート (戸室)

【粗大ごみ】

再生可能品
●家具類 (机、椅子、タンス等)

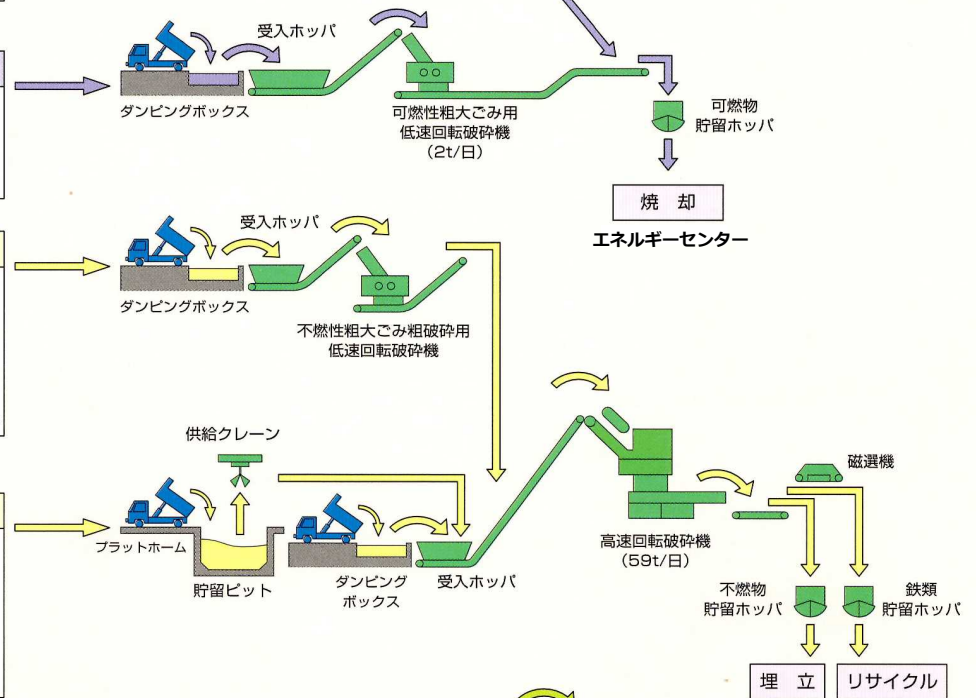


布、繊維製品
●ふとん、マットレス、じゅうたん等



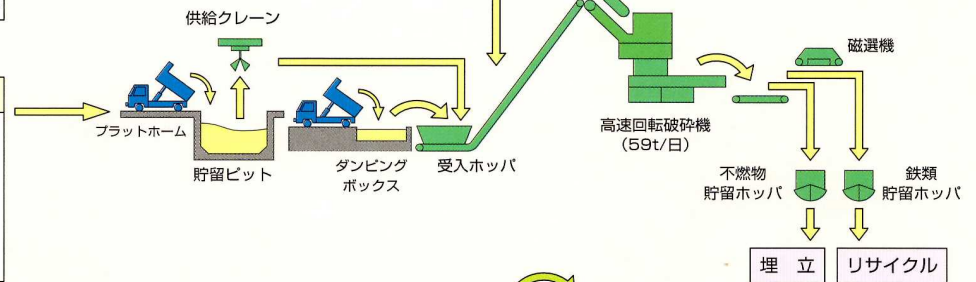
可燃性ごみ
●再生不可能なもの

不燃性ごみ
●スノーボード、トランク等



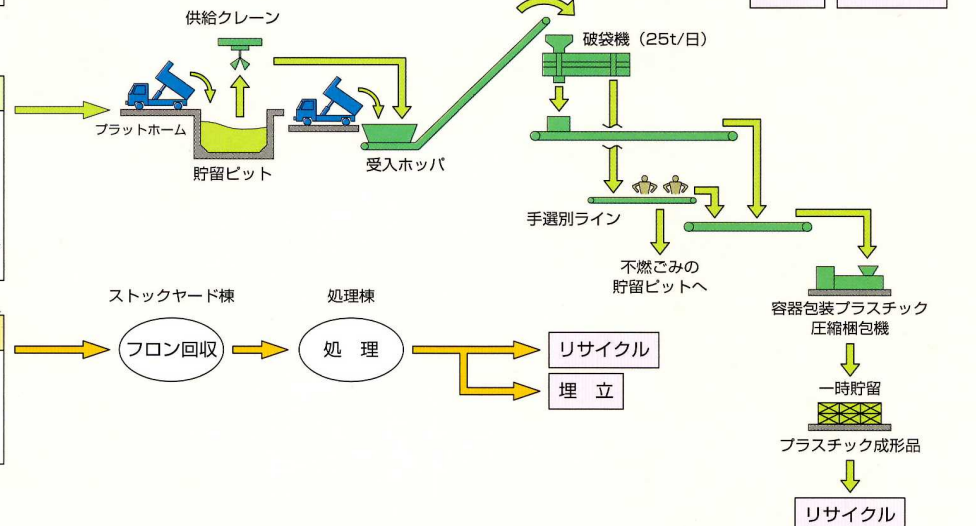
【埋立ごみ】

不燃ごみ
●ガラス、陶磁器、電球等

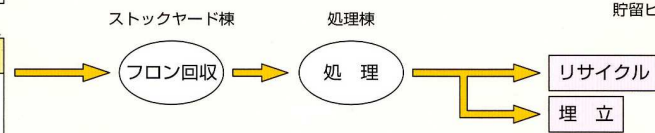


【資源回収】

容器包装プラスチック
●レジ袋
●ポリ袋類
●発泡スチロール容器
●プラスチック容器
●ラップ類
●カップ類
●ボトル類等

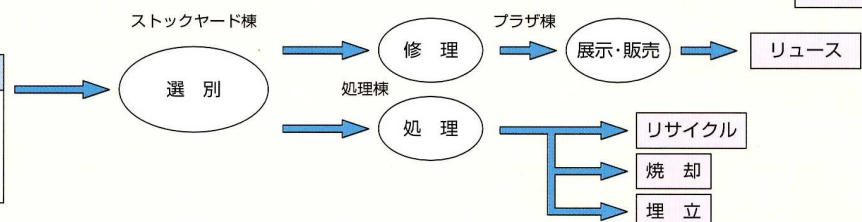


フロン回収製品
●除湿器

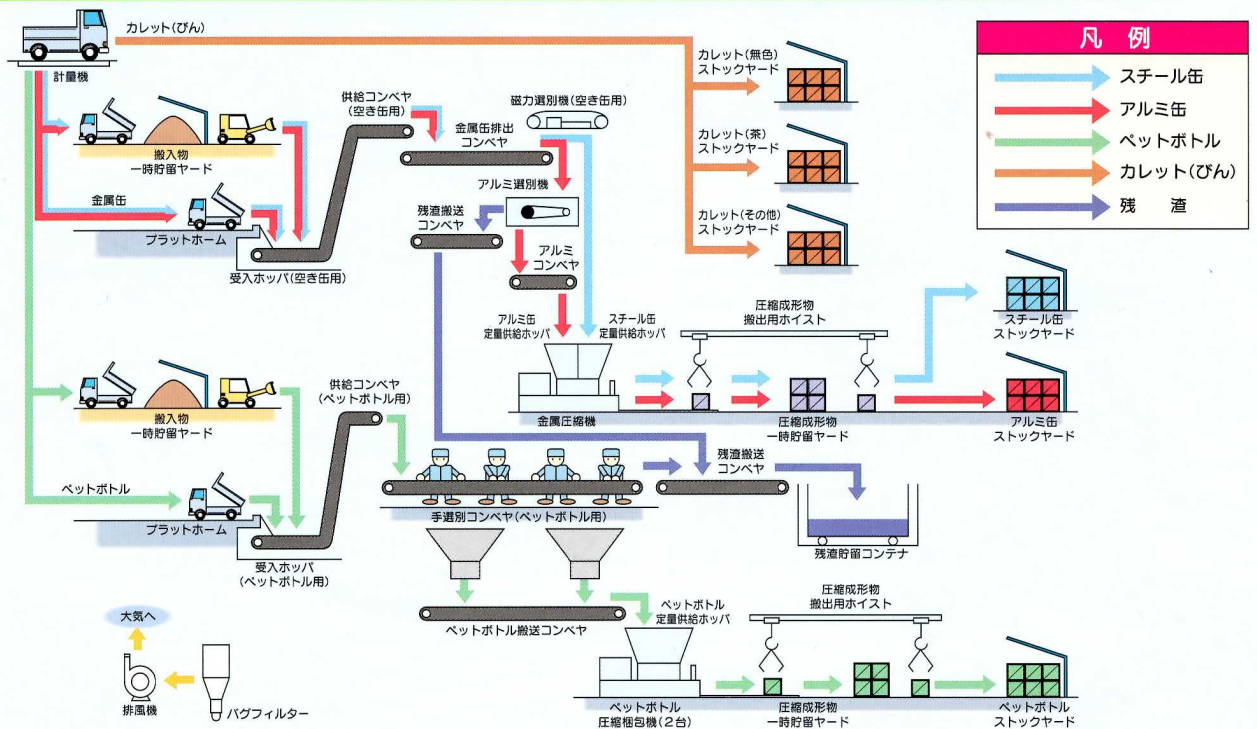


【その他】

多量ごみ
●引越しごみ等



処理フローシート (西部・東部)



(3) ごみ焼却施設

市内から発生する燃やすごみは、平成24年稼働の西部環境エネルギーセンター（焼却能力340 t /日）及び平成3年稼働の東部環境エネルギーセンター（焼却能力250 t /日）において焼却処理している。

西部環境エネルギーセンターは、昭和55年から稼働していた旧工場の老朽化に伴い、平成21年3月から建設に着手し、平成24年3月に竣工したものである。旧工場では、平成8年度より、隣接する下水道終末処理施設からパイプ輸送される脱水汚泥を混焼してきており、新工場でもコンベヤ搬送される乾燥下水汚泥を混焼し、周辺施設と連携した効率的な処理を推進している。

東部環境エネルギーセンターでは、平成26年より4か年で第2次基幹的改良工事を行い、施設の延命化及び効率化、省エネ化を図ることにより、二酸化炭素の排出量を11.6%削減（平成25年度比）している。

両環境エネルギーセンターとも、有害ガス除去装置や飛灰固化装置などにより公害防止に万全を期しているほか、コンピューター制御により運転管理の省力化を図っている。

また、ごみ焼却熱をボイラーにより蒸気として回収し発電及び熱供給に利用しており、発生した電力は工場の運転に使用し、余剰分を売電している。余剰分の一部については、令和2年8月から自己託送方式、令和4年10月からは電力会社を介した市有施設への送電により、電力の地産地消及び市有施設のゼロカーボンを推進している。熱供給に関しては、近隣の市有施設(体育館等)の冷暖房及び温水プール等の熱源として高温水を供給している。

このほか、独自の高効率エコ・セーフティシステム (HESS) を構築し、環境保全活動及び労働安全衛生活動を推進しているほか、ストックマネジメントによる施設保全活動にも取り組んでいる。

なお、西部環境エネルギーセンターでは、高温・高圧のボイラーや高効率の蒸気タービン発電機を設置し、エネルギーの効率的回収に努めるほか、コミュニケーション機能を持った環境教育パソコンや太陽光発電などの省エネ設備を導入し、市民が見て学ぶことができる環境教育施設も整備されている。

表6 焼却施設（環境エネルギーセンター）一覽

名 称		西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター	
現 在 地		金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地	
竣 工		平成24年3月23日	平成3年3月29日	
敷 地 面 積		10,020㎡	18,029㎡	
延 床 面 積		14,779㎡	9,998㎡	
建設費	建 設 費	13,253,370千円	7,309,627千円	
	財源内訳	国庫補助金	4,615,695千円	1,206,249千円
		起 債	6,284,700千円	4,042,800千円
		一 般 財 源	830,953千円	2,060,578千円
		そ の 他	1,522,022千円	—
建 物	工 場 棟	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造、 地下1階、地上10階建	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、 地上5階建	
	管 理 棟		鉄筋コンクリート造、2階建	
	煙 突	外筒…鉄骨造・鋼板張、角型 内筒…鋼板製 59m	外筒…鉄筋コンクリート造、角型 内筒…鋼板製 59m	
焼却炉	型 式	タクマ式全連続燃焼式ストーカ炉	三菱マルチン式全連続燃焼式ストーカ炉	
	公 称 能 力	340 t / 日	250 t / 日	
	基 数	170t/日×2基	125t/日×2基	
公害防止設備	集 じん 設 備	バグフィルター 出口ガスの含じん量 0.008g/m ³ N（規制値0.04g/m ³ N）	バグフィルター 出口ガスの含じん量 0.03g/m ³ N（規制値0.08g/m ³ N）	
	有 害 ガ ス 除 去 装 置	乾式バグフィルター方式・触媒脱硝方式 SO _x 、HCl 各25ppm以下 NO _x 50ppm以下 ダイオキシン類 0.05ng-TEQ/m ³ N以下	乾式バグフィルター方式 SO _x 、HCl各25ppm以下 ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m ³ N以下	
	排 水 処 理 設 備	薬液処理後下水道へ放流	前処理後下水道へ放流	
余 熱 利 用		廃熱ボイラーから発生する蒸気による自家発電（7,000kW）ほか、場外の体育施設等への熱源供給に加え、下水処理施設へ汚泥乾燥用蒸気を供給する	廃熱ボイラーから発生する蒸気を自家発電（3,000kW）など場内利用のほか、場外の体育施設等へ熱源を供給する	

表7 西部環境エネルギーセンターごみ焼却によるエネルギー利用状況

年度	施設名	使用蒸気量 (t)	発電電力量 (kWh)	発電電力量使用内訳及び金額換算				備考
				西部環境エネルギーセンター	西部衛生センター	戸室リサイクルプラザ*	売電	
R 3	タービン発電機	235,363	43,722,825	9,226,139kWh (1)143,190千円	175,490kWh (2)2,724千円	1,574,949kWh (3)24,443千円	32,746,247kWh (4)495,481千円	電気料金 15.52円/kWh 売電 15.13円/kWh
	西部市民体育会館及び憩いの家	2,096	-	重油換算 189k(ボイラー効率 0.8) 金額換算 15,267 千円				重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 80.78円/㎏
	西部水質管理センター	7,133	-	重油換算 645k(ボイラー効率 0.8) 金額換算 52,103 千円				
	計	244,592	43,722,825	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) 733,208 千円				
R 4	タービン発電機	245,164	45,721,644	9,514,711kWh (1)224,452千円	176,060kWh (2)4,153千円	1,611,424kWh (3)38,013千円	34,419,449kWh (4)590,749千円	電気料金 23.59円/kWh 売電 17.16円/kWh
	西部市民体育会館及び憩いの家	2,371	-	重油換算 214k(ボイラー効率 0.8) 金額換算 18,945 千円				重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 88.53円/㎏
	西部水質管理センター	7,270	-	重油換算 657k(ボイラー効率 0.8) 金額換算 58,164 千円				
	計	254,805	45,721,644	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) 934,476 千円				

(単価は消費税込)

表8 東部環境エネルギーセンターごみ焼却によるエネルギー利用状況

年度	施設名	使用蒸気量 (t)	発電電力量 (kWh)	発電電力量使用内訳及び金額換算				備考
				東部環境エネルギーセンター	東部管理センター*	戸室リサイクルプラザ*	売電	
R 3	タービン発電機	93,397	11,898,350	4,608,401kWh (1)69,310千円	240,264kWh (2)3,614千円	386,076kWh (3)5,807千円	6,663,609kWh (4)54,242千円	電気料金 15.04円/kWh 売電 8.14円/kWh
	鳴和台市民体育会館及び東部管理センター	5,964	-	重油換算 539k(ボイラー効率 0.8) 金額換算 43,540 千円				重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 80.78円/㎏
	計	99,361	11,898,350	(1)+(2)+(3)+(4)+(5) 176,513 千円				
R 4	タービン発電機	85,718	10,758,560	4,564,109kWh (1)103,605千円	247,535kWh (2)5,619千円	375,068kWh (3)8,514千円	5,571,848kWh (4)76,105千円	電気料金 22.70円/kWh 売電 13.65円/kWh
	鳴和台市民体育会館及び東部管理センター	5,354	-	重油換算 484k(ボイラー効率 0.8) 金額換算 42,849 千円				重油発熱量 41,868kJ/kg 重油比重 0.83 重油価格 88.53円/㎏
	計	91,072	10,758,560	(1)+(2)+(3)+(4)+(5) 236,692 千円				

*東部リサイクルプラザ含む
(単価には消費税込)

(4) 最終処分場

戸室新保埋立場は、市内から発生する廃棄物及びその処理残渣を最終処分するために、市中心部から東南の方向へ約 11 km の山間部に開設した、この地域で 4 箇所目の最終処分場である。

廃棄物の指定ごみ袋制度の導入やリサイクルなど、廃棄物の減量化・資源化を行うことで、埋立期間は約 48 年間で予定しており、第 1 期から通算して約 100 年間この地域で運営することとなる。

当処分場は、準好気性埋立構造でシート遮水工法を採用し、浸出水による地下水汚染を防いでいる。また、この浸出水は、埋立地内に張り巡らされた管により浸出水調整槽に集められ、流量コントロールのうえ公共下水道に排出される。

埋め立ては、廃棄物 3 m に対し 50 cm の覆土を行うサンドイッチ方式により、害虫などが発生しないよう配慮しながら行くとともに、近年は、積極的に臭気対策に取り組んでいる。

廃棄物の搬入手数料は、トラックスケールを使用する従量制となっており、支払は現金のほかプリペイドカード（ICカード）でも行えるようになっている。

また、埋め立てが完了した旧処分場については、跡地の整備を行い、平成 15 年 4 月から「戸室スポーツ広場」として市民に開放している。

表 9 埋立場の概要

埋 立 場 (第 4 期)			
名 称	戸室新保埋立場	総 面 積	541,000m ²
所 在 地	金沢市戸室新保口480番地1	埋 立 面 積	121,000m ²
開 設 年 月	令和2年10月	埋 立 容 量	2,710,000m ³
埋 立 期 間	令和2年10月～令和50年3月	埋 立 工 法	準好気性埋立、 サンドイッチ工法
建 設 費		8,511,283千円	
工 期			平成21年9月～令和2年7月
建 設 費	総 事 業 費		8,511,283千円
	国 庫 補 助 金		2,384,838千円
	市 債		3,321,800千円
	一 般 財 源		2,804,645千円

(5) し尿処理場

市内から発生する生し尿及び浄化槽汚泥を処理するし尿処理場として、平成7年から西部衛生センターを開設している。

西部衛生センターでは、隣接するごみ焼却施設（西部環境エネルギーセンター）と下水道終末処理施設（西部水質管理センター）との一体的かつ有機的な連携を保つことで、施設の維持管理の容易性や経済性などの面において効率化を図っている。

① 焼却施設との連携

し尿及び浄化槽汚泥に含まれているし渣を脱水後、ごみ焼却施設にて焼却処分し、また、ごみ焼却施設で発電される余剰電力を、し尿処理施設の運転に利用している。

② 下水道終末処理施設との連携

し尿及び浄化槽汚泥の処理水の二次処理と、余剰汚泥の脱水などの汚泥処理を下水道終末処理施設にて行い、施設のコンパクト化を実現している。

また、地下水の汲み上げによる地盤沈下に配慮し、施設の希釈水は、下水道終末処理施設の処理水を再利用している。

表10 西部衛生センターの施設概要

所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
竣 工	平成7年10月31日
敷 地 面 積	2,469.37㎡
延 床 面 積	1,693.30㎡
処 理 方 式	固液分離処理方式
処 理 能 力	195kL/日 (生し尿35kL/日 浄化槽汚泥160kL/日)
建 設 費	1,968,248千円

3. 車 両

本市では、53台の収集車両により、ごみの直営収集を行っている。収集車両の購入にあたっては、衛生面や収集職員の安全面を考慮し、機械車を積極的に導入しており、現在では全収集車両中87%が機械車となっている。

表11 ごみ収集車保有状況

(単位：台)

車 種	容 積		最大積載量	西部管理 センター	東部管理 センター	合 計
	容 積	最大積載量				
機 械 車	6 m ³	2.1～2.4 t		9	6	15
	4 m ³	2.00 t		16	16	32
平ボデーダンプ車		2.00 t		3	3	6
合 計				28	25	53

令和5年4月現在

第5章 ごみ処理

1. ごみの収集・運搬

(1) ごみの区分及び収集

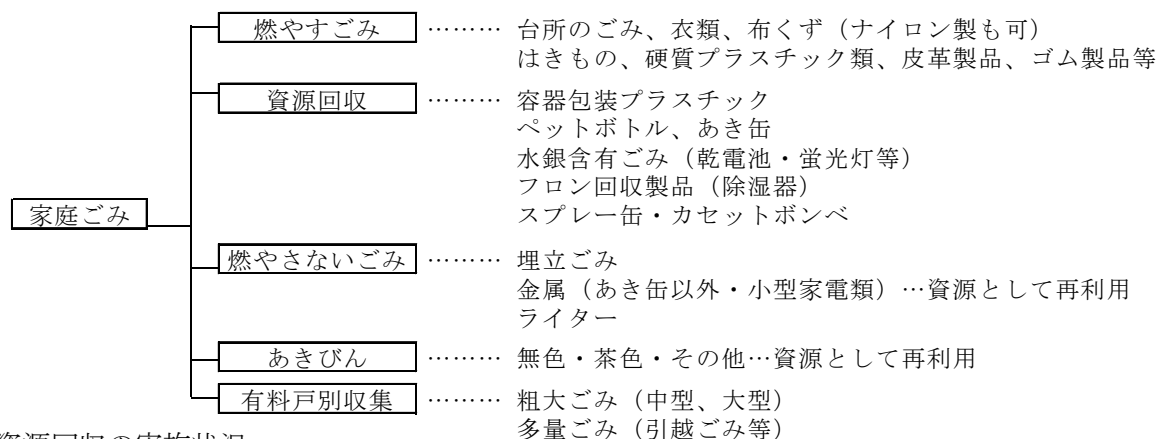
本市では、分別収集の徹底とごみの資源化を推進するため、半透明ごみ袋の導入、排出指導・禁止シールによるルール違反ごみの指導、市民への説明会、早朝収集の見直し等を実施してきた。

平成11年度からは、燃やすごみを週2回、埋立ごみ・金属類を月1回、ペットボトル・あき缶を月2回、あきびんを月1回、それぞれごみステーション方式で収集する体制に変更し、平成13年度からは、容器包装プラスチックも月2回のごみステーション方式による資源回収とした。

平成15年7月からは、粗大ごみの一部を有料戸別収集に変更し、ごみの発生抑制・再利用・再資源化を推進している。

平成24年4月からは、西部環境エネルギーセンターの新設に伴い、埋立ごみであった硬質プラスチック類、皮革製品、ゴム製品を燃やすごみに変更するとともに、小型家電リサイクル法の施行に先がけ、レアメタルの資源化を推進するため、小型家電類を金属ごみとして収集することとした。

また、更なるごみの減量化・資源化に資するため、平成30年2月から、燃やすごみと埋立ごみを対象に家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を開始したほか、平成31年4月から、第5週目の容器包装プラスチックの収集を開始した。



資源回収の実施状況

1. 80びん	……………	昭和45年度から回収 平成8年度から酒販店店頭回収に移行
金属類	……………	昭和47年度から回収 平成5年度から金属をアルミ缶、スチール缶、その他金属に分別回収 平成11年度からあき缶、その他金属類に分類 平成24年度から小型家電類を回収
水銀含有ごみ	……………	昭和59年度から回収
あきびん	……………	昭和60年2校下回収 昭和61年8校下回収（10校下） 昭和62年14校下回収（24校下） 昭和63年16校下回収（40校下） 平成元年15校下回収（55校下） 平成2年12校下回収（全市域）
ペットボトル	……………	平成9年10月2校下モデル回収 平成10年4月2校下モデル回収 平成11年4月全市域回収
容器包装プラスチック	……………	平成12年4月4校下モデル回収 平成13年4月全市域回収

(2) ごみステーション

本市におけるごみステーションは、各町会やアパート・マンションの管理人等が自主的に設置し管理することになっており、町会の設置基準については、おおむね燃やすごみは15世帯に1か所、燃やさないごみ及び資源回収では50世帯に1か所である。令和5年4月1日現在では、燃やすごみ9,153か所、燃やさないごみ3,145か所、資源回収3,012か所のごみステーションが設置されている。

なお、マンション等におけるごみステーションの設置については、建築確認中に事前協議を行うこととしている。

2. ごみの排出状況

本市におけるごみの排出状況は次のとおりである。

表12 家庭系ごみの排出量

(単位：t)

	燃やすごみ	埋立ごみ	資源回収	合計
H30年度	69,251	2,997	16,493	88,741
R元年度	70,215	3,057	16,622	89,894
R2年度	71,324	3,408	16,196	90,928
R3年度	70,139	3,251	15,545	88,935
R4年度	68,357	2,996	14,900	86,253

表13 事業系ごみの排出量

(単位：t)

	燃やすごみ	埋立ごみ	資源回収	合計
H30年度	51,290	13,158	4,373	68,821
R元年度	49,635	12,132	4,100	65,867
R2年度	42,068	12,691	2,607	57,366
R3年度	41,970	12,737	4,037	58,744
R4年度	43,827	12,971	3,942	60,740

図3 ごみ排出量の推移

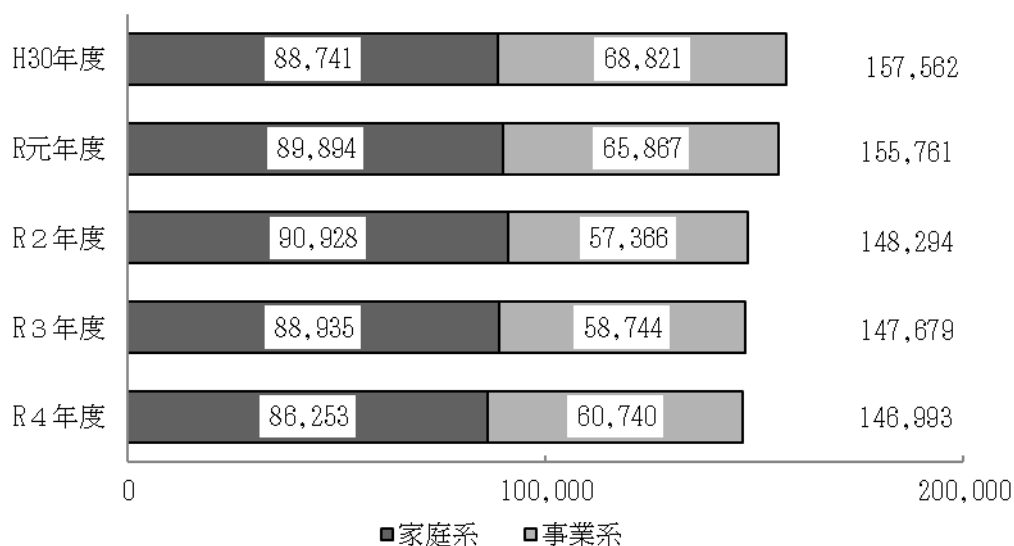


表14 家庭系ごみの資源回収量

(単位：t)

	水銀含有製品	カレット	金属類	ペットボトル	容器包装 プラスチック	紙類	集団回収等	合計
H 30 年度	118	2,063	2,902	904	3,440	922	6,144	16,493
R 元 年度	122	1,984	3,206	900	3,477	1,148	5,785	16,622
R 2 年度	124	2,100	3,648	933	3,562	1,271	4,558	16,196
R 3 年度	116	2,216	3,399	993	3,505	1,202	4,114	15,545
R 4 年度	105	2,043	3,253	969	3,345	1,074	4,111	14,900

(注) 「集団回収等」は拠点回収を含む

表15 一人一日あたりのごみ排出量

(単位：g/人・日)

	家庭系ごみ			事業系ごみ	合 計
	燃やすごみ 埋立ごみ	資源回収	小 計		
H 30 年度	426	97	523	405	928
R 元 年度	432	98	530	388	918
R 2 年度	441	96	537	339	876
R 3 年度	436	92	528	348	876
R 4 年度	425	89	514	362	876

(注) 各年度10月1日現在の推計人口により算出

表16 公共系等その他ごみの排出量

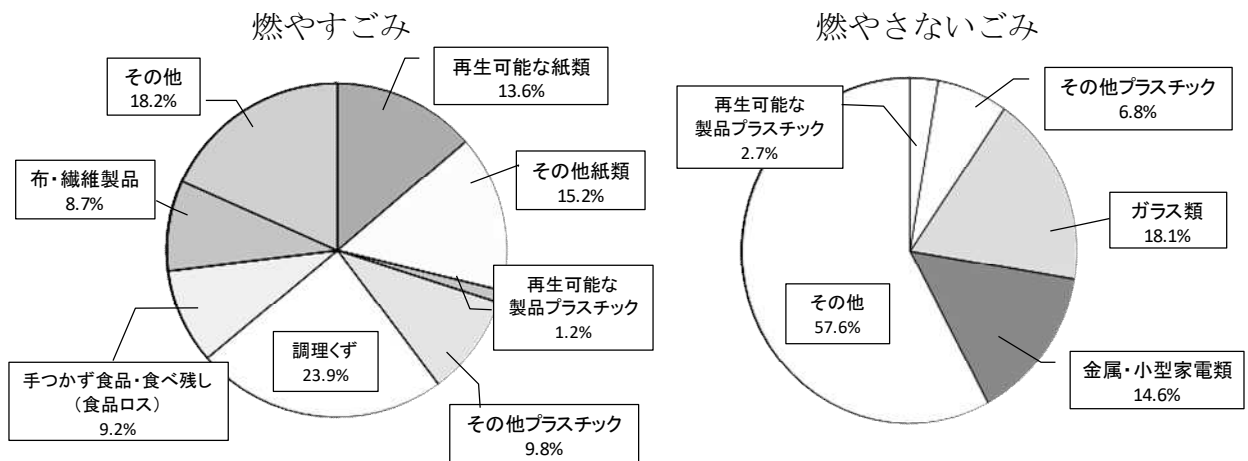
(単位：t)

	下水汚泥		側溝泥等	そ の 他	合 計
	焼 却	埋 立			
H 30 年度	4,169	1,270	3,196	215	8,850
R 元 年度	3,848	1,185	3,646	239	8,918
R 2 年度	3,824	1,022	3,705	297	8,848
R 3 年度	3,751	1,026	3,445	349	8,571
R 4 年度	3,397	1,156	4,220	205	8,978

(注) 1. 「側溝泥等」は公共施設からの造園ごみ等を含む
 2. 「その他」は処理残渣や災害廃棄物など

3. ごみの組成分析

図4 令和4年度家庭系ごみ分析結果（重量割合）



(注) 数字の単位未満を端数処理しているため、各項目の値の合計値が100%にならない場合がある。

4. ごみの処理・処分

本市におけるごみの処理・処分状況は次のとおりである。

- ① 燃やすごみは、東部環境エネルギーセンター及び西部環境エネルギーセンターで全量焼却処理している。
- ② 家庭系の燃やさないごみは、戸室リサイクルプラザで破碎、選別し、破碎可燃物は焼却処理、破碎不燃物は埋立処分している。また、事業系の燃やさないごみは、埋立処分している。
- ③ 資源回収品目のうち、金属類・カレットは再生業者に、ペットボトル・プラスチック成型品は指定法人にそれぞれ引き渡し、再資源化を図っている。
- ④ 資源回収品目のうち、水銀含有製品は、市内の許可業者へ処理を委託している。

表17 焼却処理量

(単位：t)

	家庭系	事業系	下水汚泥	その他	合計
H 30 年度	69,251	51,290	4,169	9,662	134,372
R 元 年度	70,215	49,635	3,848	8,761	132,459
R 2 年度	71,324	42,068	3,824	8,917	126,133
R 3 年度	70,139	41,970	3,751	8,840	124,700
R 4 年度	68,357	43,827	3,397	9,030	124,611

(注) 「その他」は、破碎木くず、処理残渣など

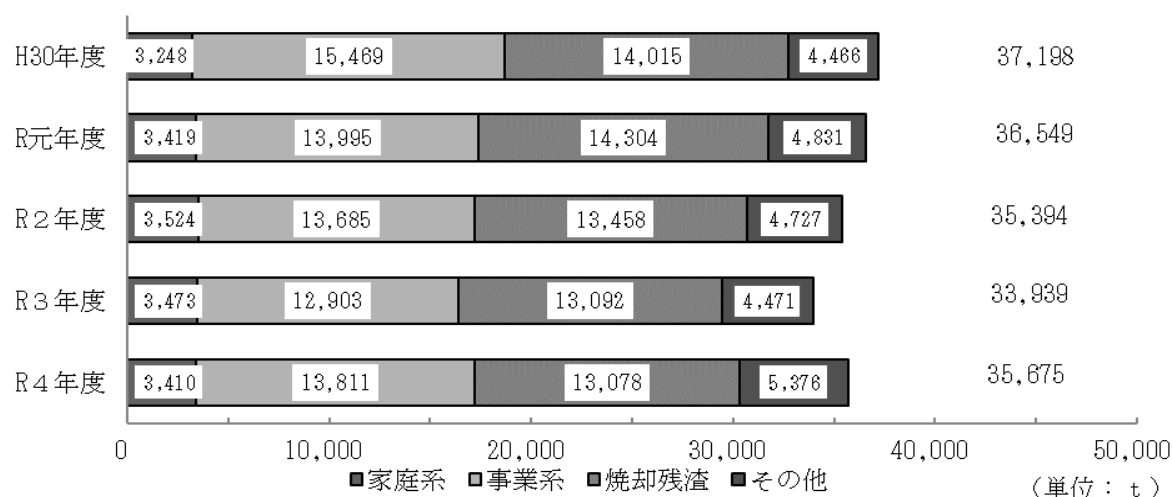
表18 埋立処分量

(単位：t)

	搬入量				合計	搬出量	埋立 処分量
	家庭系	事業系	焼却残渣	その他		破砕木くず等	
H30年度	3,248	24,869	14,015	4,466	46,598	9,400	37,198
R元年度	3,419	22,451	14,304	4,831	45,005	8,456	36,549
R2年度	3,524	22,248	13,458	4,727	43,957	8,563	35,394
R3年度	3,473	21,330	13,092	4,471	42,366	8,427	33,939
R4年度	3,410	22,572	13,078	5,376	44,436	8,761	35,675

(注) 1. 「事業系」は併せ処分可能な産業廃棄物を含む
2. 「その他」は下水汚泥などの公共ごみ

図5 埋立処分量の推移



(注) 「事業系」は搬入量から破砕木くず等を引いた量

表19 家庭系資源回収にかかる売上金・奨励金の推移

(単位：円)

	売上収入	奨励金	
		ステーション回収 ※1	集団回収 ※2
H30年度	124,585,733	33,294,210	20,998,890
R元年度	107,562,669	32,204,810	18,050,040
R2年度	91,444,387	42,796,160	19,792,570
R3年度	143,324,291	40,691,680	18,589,070
R4年度	219,522,615	39,439,440	18,896,340

(注) 売上収入は一般会計の歳入に計上し、別途資源回収奨励金として校下(地区)等に交付

※1 均等割 平成29年度より 30,000円 → 50,000円 (1校下あたり)

排出量 平成29年度より 缶、ペットボトル、カレット 4円/kg → 8円/kg

令和2年度より 金属製品等 3円/kg → 8円/kg

※2 平成29年度より 2円/kg → 4円/kg

令和2年度より 4円/kg → 6円/kg

表20 資源化率

(単位：%)

	家庭系	事業系	合計
H30年度	18.8	6.4	13.4
R元年度	18.6	6.2	13.3
R2年度	17.9	4.5	12.7
R3年度	17.3	6.9	13.1
R4年度	17.3	6.5	12.8

5. 側溝の清掃

本市では、快適な住環境の維持と公衆衛生の向上のため、毎年4月から6月にかけて市民の協力を得て、側溝のどろあげを実施している。

集められたどろは、翌日から市が順次回収を行っている。

表21 側溝汚泥収集量(単位:t)

H 30 年 度	1,628
R 元 年 度	1,592
R 2 年 度	1,549
R 3 年 度	1,542
R 4 年 度	1,556

6. 犬、猫等の死体処理件数

飼い犬、飼い猫等については一体につき2,400円（ペット専用炉で焼却する場合は一体につき5,700円）、飼い主が不明なものについては無料で市が収集処分している。

表22 犬、猫等の死体処理件数（単位：件）

	有 料	無 料	合 計
H 30 年 度	379	1,758	2,137
R 元 年 度	410	1,611	2,021
R 2 年 度	391	1,387	1,778
R 3 年 度	336	1,438	1,774
R 4 年 度	323	1,700	2,023

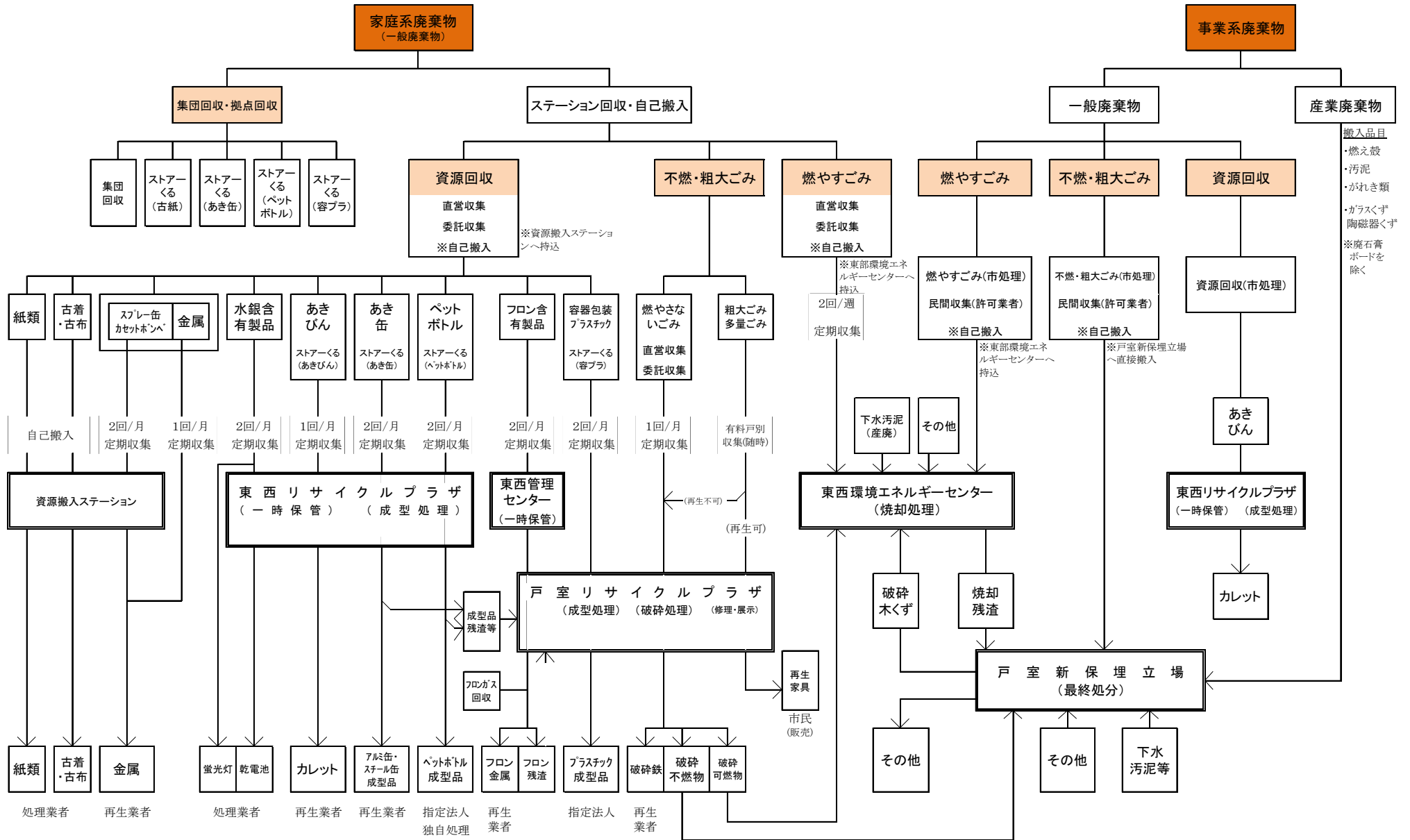
7. 不法投棄

生活ごみ・廃タイヤ・廃家電・建設廃材等廃棄物の不法投棄は、大規模なものは少ないが、小規模なものは、山間部や沿岸部を中心に依然として多い状況である。

不法投棄防止策としては、不法投棄防止対策員や市職員による監視パトロールを継続的に行うとともに、未然防止と取締りの強化を図るため、不法投棄の多い場所や投棄されやすい場所に啓発看板や監視カメラの設置を行っている。監視パトロール等により発見された不法投棄物は早期に回収を行い、不法投棄した行為者が判明した場合は、警察に告発している。さらに、日本郵便株式会社及び金沢市一般廃棄物事業協同組合との協定の締結や、タクシー業界や運送業界、その他関係団体及び機関と不法投棄防止ネットワーク会議を開催し、連絡、監視体制の強化を図っている。

不法投棄防止の啓発活動としては、全国ごみ不法投棄監視ウィーク、環境月間、金沢市不法投棄防止強化月間において、街頭キャンペーンの実施やパトロール活動の強化を図るとともに、大学等への出前講座を行っている。

図6 ごみ処理体系（金沢市処理分）



第6章 事業系廃棄物の処理

1. 事業系一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物が限定列挙されており、それ以外のものを一般廃棄物としている。

一般廃棄物は、さらに事業系のものと家庭系のものに区分される。

事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処理計画に基づき、東部環境エネルギーセンター及び戸室新保埋立場への自己搬入や、一般廃棄物処理業の許可業者による収集運搬及び処分が行われている。

本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(限定許可の者を除く)は現在19業者あり、許可業者が収集した燃やすごみについては、東部・西部環境エネルギーセンターへの搬入を認めている。

表23 金沢市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(限定許可の者を除く) (令和5年4月1日現在)

金 沢 市 清 掃 (株)	(株)金 沢 環 境 サ ー ビ ス 公 社	環 境 開 発 (株)
藤 ビ ル メ ン テ ナ ン ス (株)	サ ン デ ッ ク (株)	(株)デイリー・クリーン・サービス
(株)北 陸 環 境 サ ー ビ ス	(株) 金 剛	三 恵 物 産 (株)
(有) 北 伸 運 輸	(有)シマハタクリーンサービス	(株)ウエスト北陸
(株)や ま と 商 事	上 昇 運 輸 (株)	(有) 北 商 事
ク リ ー ン ラ イ フ (株)	(株)トスマク・アイ	(有)石川クリーン
(株) と む ろ		

2. 産業廃棄物

(1) 事業者による処理責任の原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられており、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物という。また、処理を委託する場合には、委託基準に従い、産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託しなければならない。

(2) 適正処理の推進

産業廃棄物の処理においては、廃棄物の多量化・多様化に伴い、その適正な処理体制や減量化・資源化体制の確立が重要である。

市発注の公共工事については、「公共工事に係る廃棄物等処理計画届出書」の提出を元請業者に義務づけ、多量に排出される建設廃材等の適正処理に努めている。

また、「金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱」を定め、処理施設の設置に関して関係地域住民等の意見を取り入れるなど、周辺的生活環境への影響を考慮した事前審査制度を設け、適切な指導を行っている。

3. 産業廃棄物処理業者

表24 産業廃棄物処理業（令和5年4月1日現在）

業種	区分	業者数	県内		県外	
			市内	市外	富山福井	その他
収集・運搬業者		19	8	—	1	10
収集・運搬、中間処理業者		8	8	—	—	—
収集・運搬、最終処分業者		—	—	—	—	—
収集・運搬、中間処理、最終処分業者		2	2	—	—	—
中間処理業者		20	18	1	—	1
中間処理業者、最終処分業者		1	1	—	—	—
最終処分業者		—	—	—	—	—
計		50	37	1	1	11

表25 特別管理産業廃棄物処理業（令和5年4月1日現在）

業種	区分	業者数	県内		県外	
			市内	市外	富山福井	その他
収集・運搬業者		13	3	—	2	8
収集・運搬、中間処理業者		1	1	—	—	—
中間処理業者		2	1	1	—	—
計		16	5	1	2	8

4. 産業廃棄物処理状況

表26 市内における産業廃棄物の処分量（特別管理産業廃棄物を含む）

（単位：t）

種別 年度	中間処理						最終処分					
	R01年度		R02年度		R03年度		R01年度		R02年度		R03年度	
項目	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	市内発生	
燃えがら	351	15	198	12	301	97	10,427	7,177	10,018	6,576	8,224	5,945
汚泥	79,727	63,316	70,090	48,830	70,048	58,999	13,697	3,419	20,832	3,067	20,272	5,621
廃油	2,669	593	6,115	654	7,643	698	91	0	544	0	0	0
廃酸	412	17	258	16	294	50	1	0	14	0	0	0
廃アルカリ	451	29	291	39	366	32	7	0	17	0	0	0
廃プラスチック類	35,820	15,552	50,410	20,463	48,425	20,778	4,169	1,690	7,844	2,119	7,408	6,172
紙くず	7,737	2,698	4,272	1,889	2,303	857	126	53	193	36	0	0
木くず	53,697	29,542	49,256	27,482	43,677	25,294	1,123	980	1,123	705	224	224
繊維くず	6,331	2,170	1,087	548	1,089	577	81	28	168	23	0	0
動植物性残さ	1,723	546	1,833	684	1,704	707	34	1	66	1	1	1
動物系固形不要物	150	150	164	164	156	156	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	13	2	8	2	11	2	3	0	5	0	0	0
金属くず	11,252	5,562	15,292	7,329	12,182	4,085	654	290	671	69	164	93
ガラスくず・陶磁器くず	17,277	9,004	20,718	9,881	12,719	5,734	16,621	5,484	14,227	4,421	14,972	4,316
がれき類	282,669	226,978	281,865	214,805	324,986	232,697	120,737	62,002	70,194	37,539	71,680	40,433
鋸さ	142	0	246	0	165	15	8,459	740	7,470	23	7,482	30
ばいじん	2	0	1	0	229	222	2,367	1,792	1,741	1,440	1,755	1,504
13号廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	1,950	985	3,933	1,941	4,514	2,218	0	0	169	0	0	0
PCB等	5	2	17	0	16	0	0	0	2	0	0	0
合計	502,378	357,161	506,054	334,739	530,828	353,218	178,597	83,656	135,298	56,019	132,182	64,339

参考資料：産業廃棄物の広域移動量調査票

5. 事業者、許可業者への立入調査

産業廃棄物の適正処理を期するため、産業廃棄物処理施設や最終処分場への随時立入調査を実施している。

表27 立入調査回数の内訳（令和4年度）

調査事項	事業者	許可業者	計
処理基準及び不法投棄調査	57	0	57
最終処分場の調査・指導	—	18	18
産業廃棄物処理施設等の調査・指導	3	51	54
その他	—	—	—
計	60	69	129

6. 産業廃棄物処理施設

表28 産業廃棄物処理施設の設置数（令和5年4月1日現在、許可対象施設内）

調査事項	事業者	許可業者	公共	計
廃プラスチック類の焼却施設	1	3	—	4
廃油の焼却施設	—	2	—	2
汚泥の焼却施設	—	2	—	2
その他の焼却施設	1	4	1	6
廃プラスチック類の破碎施設	—	16	—	16
木くず・がれき類の破碎施設	—	28	—	28
汚泥の脱水施設	2	1	1	4
安定型最終処分場	—	2	—	2
管理型最終処分場	—	2	—	2
計	4	60	2	66

第7章 し尿処理

1. 概要

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者である(株)金沢環境サービス公社が行っており、汲取料金の改定は、公共料金としての性質から、金沢市廃棄物総合対策審議会に諮り行われている。

収集量については、近年の下水道普及に伴い、し尿汲取戸数と浄化槽設置基数はともに減少傾向にある。

表29 し尿収集量の推移 (単位：kL)

	し尿	浄化槽汚泥	合計
H30年度	1,587	8,270	9,857
R元年度	1,497	7,454	8,951
R2年度	1,285	6,955	8,240
R3年度	1,287	6,738	8,025
R4年度	1,245	6,622	7,867

表30 し尿汲取戸数および浄化槽設置基数の推移 (調査日 毎年4月1日)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
汲取戸数	1,463	1,186	1,173	1,165	1,147	1,138
浄化槽設置基数	6,844	6,623	6,417	6,262	4,804	4,269

表31 し尿汲取料金

一般汲取	10L当り	79.00円
特殊汲取	10L当り	99.40円

(注) 平成10年4月1日改定

※特殊汲取とは40m以上のロングホース使用の場合、または終末処理場まで10km以上の場合をいう

※上記単価により算出された料金に消費税を乗じて得た額を加算する

2. 株式会社金沢環境サービス公社

所在地 金沢市御影町23番10号

設立 昭和36年4月13日

資本金 2,000万円(金沢市200万円出資)株主24人 4,000株

営業年度 毎年4月1日から翌年3月末まで 決算年1回

営業種目 一般廃棄物の収集・運搬、公共下水道管渠の清掃、浄化槽維持管理・清掃、産業廃棄物の収集・運搬、計量証明事業及び作業環境測定分析業務

収集車両 一般し尿汲取車、浄化槽汚泥汲取車 計11台

第8章 ごみの発生抑制、再使用、再利用（3R）意識の普及、広報等

1. 概要

清掃行政は市民生活に最も密着した行政部門であり、行政と市民等が一体となって円滑に事業を遂行していく必要がある。

本市では、ごみの出し方等について積極的にPRを行い、市民や事業者のごみに対する意識啓発を図っているほか、ごみの減量化・資源化活動に対しても様々な支援を行っている。

2. 3R意識の普及

毎年10月は「3R推進月間」として「リデュース（ごみを減らそう）、リユース（繰り返し使おう）、リサイクル（再び資源として利用しよう）」を普及啓発するため、全国的に各種の行事、運動が展開されており、本市においても、「かなざわエコフェスタ」（令和2年度中止）をはじめとするイベントや出前講座などによる啓発事業を展開している。

本市においては、長年にわたり良好な地域環境の維持及び美化活動に尽力し、顕著な功績のあった個人・団体等を表彰しその功績をたたえている。平成21年度からは、「金沢市環境美化推進功労者表彰」を廃止し、「いいね金沢環境活動賞・地域美化の部」として表彰することとした。また、これまでの「金沢市優良廃棄物排出事業者表彰」も廃止し、「いいね金沢環境活動賞・環境保全の部」での表彰に変更した。

平成22年度には、市民との協働事業として、市民目線の3Rハンドブック「金沢もったいないじい〜典」を作成し、平成23年度にはNPOと協働して「金沢産ダンボールコンポストの素」を開発した。

平成24年度には、金沢市校下婦人会連絡協議会と協働で、ダンボールコンポスト講座を開催するとともに、平成25年度には、ダンボールコンポストや電気式生ごみ処理機でできた堆肥をJAほがらか村や園芸店等で回収して生ごみを減量化する、生ごみリサイクル循環システム「ベジタくる〜ん」を開始し、回収した堆肥を市民農園等で活用している。

平成26年度には、ダンボール普及促進研修会の開催、平成27年度には、小学校4年生対象のダンボールコンポスト講座の開催や電気式生ごみ処理機の助成制度の見直しを行い、さらなる生ごみの減量化の促進にも取り組んでいる。

また、平成28年度には、古紙の持ち込み場所を掲載した古紙回収拠点マップの作製、平成29年度には、古紙集団回収助成制度の見直しや古紙回収保管庫設置費助成制度の創設、令和2年度には、古紙集団回収助成制度のさらなる見直しや古紙回収業者への補助制度の創設ほか、古紙の分け方・出し方の周知や検索をするための動画やWebページを作成するなど、古紙の資源化の促進にも取り組んでいる。

併せて、平成30年2月から、ごみの減量化、資源化率の向上、費用負担の公平性の確保などを目的として、家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を開始し、市民の環境意識の向上を図っている。

そのほか、スーパーマーケットと協働で設置したスターくるステーションや市資源搬入ステーションの開設など資源の持ち込み場所の拡充に取り組むとともに、戸室リサイクルプラザにおいて、映像や模型等を通じて体験しながら学べる環境情報コーナーによる情報発信、育児用品リユース市の開催、再生家具や自転車の販売などを行い、3R推進の普及・啓発に取り組んでいる。

表32 令和4年度いいね金沢環境活動賞（地域美化の部）表彰者

個人の部		団体の部	
受賞者	地区（校下）名	受賞者	地区（校下）名
馬場 庸弘	北間	若草町町会	十一屋
森 和子	浅野川	戸水町会	鞍月

表33 令和4年度ごみを減らそう！ポスターコンクール入賞者一覧

【低学年の部（1～2年生）】

審査結果	小学校名	学年	氏名
最優秀	明成小	2	野村 瑠夏
優秀	金大附属小	2	高木 慶寿
	金大附属小	2	橋浦 利育
佳作	伏見台小	1	吉田 楓花
	小坂小	2	池田 達樹
	小坂小	2	池田 廉生
	金大附属小	1	熊原 悠乃
	千坂小	1	藤田 仁奈
	伏見台小	2	羽場 葉七

【高学年の部（5～6年生）】

審査結果	小学校名	学年	氏名
最優秀	鞍月小	5	坂井 遼佳
優秀	千坂小	6	大浦 柚李
	大徳小	6	宇津原 綾乃
佳作	千坂小	5	坂本 凜
	森山町小	5	吉田 悠馬
	額小	5	中村 莉子
	金大附属小	6	橋浦 琉唯
	新神田小	6	藤田 和真

【中学年の部（3～4年生）】

審査結果	小学校名	学年	氏名
最優秀	金大附属小	3	秋田 理翔
優秀	金大附属小	3	岡 楓
	金大附属小	4	高木 柔伍
佳作	千坂小	3	大浦 璃莉
	馬場小	4	能崎 希美
	金大附属小	3	鶴居 よし乃
	浅野川小	4	義本 うた
	金大附属小	4	寺田 晴香

3. 広報・環境学習等

(1) 説明会および現地指導の実施

各地域で発生するごみ問題に対して、休日や夜間に説明会を開催して問題の解決と協力の要請に努める一方、ごみの分別排出等についても早朝に現地指導しながら啓発している。

特に平成29年度には、平成30年2月から開始した家庭ごみの指定ごみ袋収集制度にかかる説明会を、町会を中心に行った。

(2) 広報活動

市広報を利用してごみの出し方等について市民に周知するとともに、「家庭ごみの分け方・出し方」パンフレットの全戸配布やスマートフォン向けごみ分別アプリ「5374App」の配信、金沢市LINE公式アカウント「ごみ出しサポート」機能の提供を行い、ごみの減量化、資源化の大切さをPRしている。また、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、事業計画、調査結果等の情報を提供するとともに、自主取材についても積極的に協力し、広く市民に周知するよう努めている。

(3) 環境学習講座の実施

小学生を対象とした親子参加型講座では、ごみ処理施設の見学やリサイクル工作ができる環境学習講座を開催し、ごみの減量や3Rの啓発を行っている。平成29年度には、社会科でごみについて学ぶ小学4年生を対象に、収集車を持ち込んだ出前講座を開始し、令和2年度からは、本講座に活用するための啓発冊子「ごみ追跡隊！」を作製・配布している。また、同じく令和2年度から保育所や幼稚園に出向き、紙芝居や分別体験などを通して、未就学児にごみの分け方出し方の大切さを伝えている。

4. 減量化活動への支援

(1) 生ごみ減量化に対する支援

平成11年度に電気式生ごみ処理機の購入費について補助制度を創設し、令和元年度からは、販売価格の2分の1、限度額40,000円（1世帯1台まで）の助成を行っている。

（家庭用コンポスト容器の補助については、平成16年度末をもって廃止）

併せて、令和元年度から電気式生ごみ処理機貸出制度を開始し、機器購入の前に試し使い（貸出期間 個人2か月 団体6か月）をしてもらい、その効果を実感してもらうことで購入につながるよう努めている。

表34 電気式生ごみ処理機の助成実績 (単位：台)

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
89	119	166	206	186

表35 電気式生ごみ処理機の貸出実績 (単位：台)

	R2年度	R3年度	R4年度
個人	32	58	29
団体	10 (1)	6 (1)	8(1)

※ () 内は貸出団体数

(2) 集団回収に対する支援

P T A等で行われる資源ごみの集団回収に対しては、リサイクル車2台（軽四トラック）や回収カートの貸し出しを行っている。

平成7年度から集団回収助成制度を開始し、環境教育の一環として集団回収を実施する団体（小中学校のP T A・育友会及び少年連盟、金沢市校下婦人会連絡協議会、校下・地区の町会連合会、町会、保育所及び幼稚園の保護者会など）を登録し、この登録団体に対して回収量1kgあたり6円の助成を行っている。

また、令和2年度から、古紙回収業者には再生できない古紙の混入や回収箇所拡大に伴う負担増などの課題に対応して、地域循環型の集団回収体制を維持するため、古紙回収業者への補助制度を創設した（新聞2円/kg 雑誌8円/kg 段ボール3円/kg）。

（令和5年4月1日現在：登録団体161団体）

表36 集団回収量の実績 (単位：t)

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
5,250	4,513	3,299	3,098	3,149

(3) 婦人会の活動に対する支援

各地区の女性会・婦人会ではごみの分別推進や水切り運動など活発な運動を展開しているが、このごみ減量化運動の一層の推進を図るため、金沢市校下婦人会連絡協議会に対し補助金を交付してその活動を支援している。

5. 地域の美化

公共の場所におけるあき缶等のごみの散乱は、地域環境の美観を損なうものである。このため、本市ではあき缶等投棄防止用看板の設置や飲食物等の販売者に対する回収容器の設置指導を行っている。また、かなざわマラソンなどのイベント開催日前にボランティア清掃を行うほか、地元住民やボランティアの方の協力を得て金石及び大野の海岸の清掃を行っている。

6. 条例に基づく審議会等による3Rの推進

①金沢市廃棄物総合対策審議会

本市には市長の諮問に応じて廃棄物全般にわたって審議する機関として「金沢市廃棄物総合対策審議会」が設置されている。この審議会は、知識経験者、市民団体代表者、関係行政機関、公募の市民など15名以内で構成され、委員の任期は2年となっている。

②廃棄物対策推進員

市民の参加と協力のもと本市の廃棄物行政を円滑に推進するため、地域住民とのパイプ役として「廃棄物対策推進員」を委嘱している。現在107名の推進員が活動しており、地域での美化活動の推進やごみステーションの巡回パトロール、また、本市への意見等の情報提供を行っている。

廃棄物処理手数料の推移

年度 手数料の種類	昭和43年 ～46年	昭和47年 ～48年	昭和49年 ～52年	昭和53年 ～55年	昭和56年 ～58年	昭和59年 ～60年	昭和61年	昭和62年 ～63年	平成元年	平成2年 ～3年	平成4年 ～5年	平成6年 ～7年	平成8年 ～11年	平成12年 ～15年6月	平成15年7月 ～16年3月	平成16年	平成17年 ～25年	平成26年 ～30年1月	平成30年2月～ 元年9月	令和元年10月～
事業系一般廃棄物定期収集		3円/1kg	4円/1kg	6円/1kg	8円/1kg	10円/1kg		11円/1kg		13円/1kg	15円/1kg	18円/1kg	21円/1kg	廃止						
事業系一般廃棄物臨時収集	8円/10kg	2t車1台 3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	15,000円		20,000円		25,000円	30,000円	33,000円	廃止						
家庭系一般廃棄物臨時収集		多量ごみ2t車1台に つき1,500円※(1)		2,000円	2,500円	3,000円	4,000円		5,000円		6,000円		8,000円	9,000円 (税込)	粗大ごみ(中型)1点につき500円 粗大ごみ(大型)1点につき1,000円					
															多量ごみ1台につき9,400円(税込)		9,700円(税込)		9,900円(税込)	
犬猫等小動物死体収集	1体につき 100円	300円		500円	1,000円		1,200円		1,300円	1,500円	2,000円	2,250円 (税抜)		2,300円(税込)		2,400円(税込)		ペット専用炉で処分 5,600円(税込)		ペット専用炉で処 分 5,700円(税込)
埋立 場搬 入	最大積載量 8t以上		1台あたり 1,500円	2,000円	5,000円	10,000円		12,500円		15,000円	2tを超える 400円/100kg	2tを超える 600円/100kg	2tを超える 700円/100kg	2tを超える 735円/100kg	2tを超える 945円/100kg	2tを超える 972円/100kg	2tを超える 1,200円/100kg			
	" 5t以上8t未満				4,000円	8,000円		10,000円		12,000円	500kgを超え 2t以下 300円/100kg	500kgを超え 2t以下 500円/100kg		500kgを超え 2t以下 600円/100kg	500kgを超え 2t以下 630円/100kg	500kgを超え 2t以下 840円/100kg	500kgを超え 2t以下 864円/100kg	500kgを超え 2t以下 1,100円/100kg		
	" 2t以上5t未満		800円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,500円	6,700円	500kg以下 一律1,000円	500kg以下 一律1,200円	500kg以下 一律1,350円	500kg以下 一律1,400円	500kg以下 一律1,400円	500kg以下 一律1,400円	500kg以下 一律1,500円				
	" 1t以上2t未満		300円	500円	1,000円		1,500円	2,000円	2,500円	500kg以下 一律1,000円		500kg以下 一律1,200円		500kg以下 一律1,400円		500kg以下 一律1,500円				
	" 1t未満				1,000円		1,200円	1,000円		1,200円		1,000円		1,200円		1,000円		1,200円		
焼却 処理	最大積載量 5t以上			2,000円	4,000円	6,000円		12,500円	60円/20 kg(許可 業者以外 は30円/ 10kg)	80円/20kg (許可業者以外 は40円/10kg)	100円/20kg (許可業者以外 は50円/10kg)	120円/20kg (許可業者以外は 60円/10kg)	126円/20kg (許可業者以外 は63円/10kg)	168円/20kg (許可業者以外 は84円/10kg)	172円/20kg (許可業者以外 は86円/10kg)	220円/20kg (許可業者以外は 110円/10kg)				
	" 2t以上5t未満			1,000円	2,000円	3,000円		7,500円		120円/20kg (許可業者以外は 60円/10kg)		126円/20kg (許可業者以外 は63円/10kg)	168円/20kg (許可業者以外 は84円/10kg)	172円/20kg (許可業者以外 は86円/10kg)	220円/20kg (許可業者以外は 110円/10kg)					
	" 2t以上			500円	1,000円	1,500円		4,000円		120円/20kg (許可業者以外は 60円/10kg)		126円/20kg (許可業者以外 は63円/10kg)	168円/20kg (許可業者以外 は84円/10kg)	172円/20kg (許可業者以外 は86円/10kg)	220円/20kg (許可業者以外は 110円/10kg)					
備考		※(1)2t車 1/2台で 1,000円	埋立処分 開始	一般廃棄物 処理業者の搬入 を許可				消費税法の 施行により 消費税相当 額を加算		焼却処理 について 従量制を 採用	埋立場搬入に ついて従量制を 採用	税率3%から5% に引き上げられ た (9年度より)	事業系直 営収集を 廃止	臨時収集及び 死体収集は 税込に変更	消費税を含んだ 総額表記		税率5%から8% に引き上げられ た	家庭ごみの 指定ごみ袋収集 制度を導入		

金沢市清掃事業史年表

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
明治 14 年		金沢地区 4 箇所にて塵芥焼却がまを設置		
明治 22 年	4	金沢市制施行 ごみの全量焼却が困難となり、警察署が指定する「捨て場」へごみを投棄		
明治 33 年	4	汚物清除法を施行 茶臼、下本多町、備中町、長町にごみ集積場所を設置し、埋立処理を行う 収集・運搬は（合）清潔社と北陸農産肥料（合）が行ない、市は指導監督にあたる		し尿の肥料としての需要が農村で高まったことで、個人所有の公衆便所が市内に点在（レンガ造り、市内 21 ヶ所）
明治 38 年		日露戦争により肥料が高騰し、ごみ焼却灰の肥料としての需要が高まる 西御影町、上本多町、手水町、桜町、長田町の私設焼却場を買収し、収集・処理業務を市の直営事業とする		
大正 15 年	4	ごみ運搬自動車を 2,200 円で購入、桜町焼却場に配備 市内を 5 等級に分類し、裏通りを 3 日に 1 回、大通りを 2 日に 1 回、ごみ運搬自動車により収集、他の地域は荷車で適宜収集		
昭和 2 年		ごみ運搬自動車を 1 台追加購入し、全市内を 2 台の自動車と 50 台の荷車で収集する		
昭和 3 年	10	泉ごみ焼却場完成		
昭和 11 年		鳴和ごみ焼却場完成		この頃、農民が荷車で市内のし尿を汲み取り、米・野菜等で謝礼を支払っていた
昭和 12 年	3	金石ごみ焼却場完成		
昭和 20 年 ～ 昭和 25 年		衛生課を衛生部に昇格し、清掃課を新設		化学肥料の普及につれて、し尿汲み取りが減少以降、農民に代価を支払い、汲み取りを依頼する傾向になる
昭和 27 年 ～ 昭和 28 年		長田、太郎田、桜町のごみ焼却場を廃止 市内のごみ処理は、鳴和焼却場及び金石焼却場での焼却処分と、玉鉾町での処分となる		汚物取扱い業者の出現
昭和 29 年		清掃法を施行 清掃用自動車を 10 台に増車し、荷車・リヤカーによる収集作業をすべて自動車による作業に切り替え		汚物取扱い業者が 15 業者に増加
昭和 31 年			6	バキューム車を 2 台購入し、市の施設の汲み取りを直営収集により開始
昭和 32 年		糸田町に清掃作業基地（現西部管理センター）を設置	8	汚物取扱い業者が 24 業者となり、過当競争に伴う非衛生的な取扱いや不法投棄が社会問題化したため、事業の適正運営を図るうち 18 業者の参加により北国衛生（株）を設立（残り 6 業者は営業権を譲渡し廃業）
昭和 33 年			10	東力町に第 1 し尿処理場を開設（処理能力 135kl/日）
昭和 34 年			10 12	し尿処理審議委員会を設置 （し尿処理の円滑な運営を期するため必要な事項を調査・審議し、市長に具申する諮問機関） し尿処理審議委員会より本市のし尿処理の方法について、次の答申を受ける 1. 営利目的とせず、公共性を強化する 2. 能率の向上とサービスの徹底を図る 3. し尿汲取量の正確な計量と料金引下げを図る 4. 上記目的達成のため、市と北国衛生（株）で公共性の組織を設立し、経営の万全を記す
昭和 36 年	2	市民の要望により 10 日～2 週間に 1 回の収集を週 1 回を基本とする体制に変更し、併せて、清掃能力を強化するため、ごみ収集手数料の徴収を開始 ごみ収集手数料の徴収について、1,595 人の署名による異議申立てがあったが、市議会で却下される 清掃手数料賦課取消し訴訟が提起される	3	北国衛生（株）とし尿処理の公共性確保に関する契約を締結し、公社の設立を進める 1. 市が公社に出資 2. 市側の代表として市から取締役、監査役を派遣し、公社の運営に参加させる 3. 汲取計画、汲取料金は市長の指示により決定

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
		東力町にごみ焼却場を開設(焼却能力 100t/日)	4	4. 公社は能率の向上と市民のサービス向上に努力 ㈱金沢市衛生公社を設立 資本金 2,000 万円(うち、市出資金 350 万円) 市側より取締役、監査役を派遣 市の施設の汲取を公社に委託し、直営汲取を廃止
昭和 41 年	1	金沢地方裁判所は「市が手数料を徴収するのは違法ではない」とし、原告側の請求を却下したが、市長は「金沢市の清掃手数料は 41 年度から廃止する」と発表し、4 月から清掃手数料廃止が決定		
	7	田上ごみ埋立場を開設(総面積 58,869 m ²)		
昭和 43 年		東部清掃工場を開設(准連続高温機械炉 焼却能力 150t/日) 東力焼却場を西部清掃工場と改称	4 11	し尿浄化槽維持管理業を許可制とする し尿汲取手数料を改定
昭和 44 年	10	モデル地区として 4 校下を対象に、粗大ごみ、不燃物中の金属類の分別収集を開始	1	公社への 400 万円の出資金を追加(市出資金 750 万円)
	12	鳴和に東部清掃作業所(現東部管理センター)を建設	4 10	公社の体質改善のため社外重役 14 人が退職し、合理化を促進 市より公社へ体質改善資金充当のため、1,897 万円を貸付け
昭和 45 年		メインストリート 10 路線の早朝収集を開始 粗大ごみ・不燃物中の 1.81 びんの分別収集を開始		
昭和 46 年	4	市内全域について普通ごみの週 2 回収集を実施(粗大ごみ・不燃物は毎月 1 回ステーション収集)	4 6	し尿汲取手数料を改定 し尿処理槽の抜取り、清掃料金ならびに維持管理料金を改定 伏見川衛生処理場(第 1 し尿処理場)を改築(処理能力 265kl/日)
昭和 47 年	4	西部清掃工場を改築(圧縮方式 処理能力 10t/時間) 粗大ごみ・不燃物中の金属類の分別収集を開始 ごみ収集手数料を改定		
昭和 48 年			8	伏見川衛生処理場(第 2 し尿処理場)を改築(処理能力 400kl/日) し尿汲取手数料を改定
昭和 49 年	3	第一期戸室新保埋立場を開設(総面積 161,000 m ² 埋立容量 4,000,000m ³)	11	し尿汲取手数料を改定
	4	ごみ収集手数料を改定 戸室新保埋立場に破碎処理施設を開設		
昭和 50 年	4	金沢市校下婦人会連絡協議会へ再生資源の集団回収を委託	3 11	昭和 49 年度未決算による欠損補填のため、公社は別途積立金 500 万円をとりくずし、市は 1,960 万円を助成 し尿汲取手数料を改定
昭和 52 年			11	し尿汲取手数料を改定
昭和 53 年	4	ごみ収集手数料を改定		
昭和 54 年	7	千坂校下にモデル地区を設け、紙類、布類、金属類、ガラス類(空きビン、カレット)の分別収集を実施		
昭和 55 年	10	西部清掃工場を改築(焼却能力 350t/日) 山間部の未収集地域を解消し、市内全域でのごみ収集業務を開始	3	し尿処理審議委員会より公社の今後の対応策について答申(下水道関連業務の公社への委託を推進)
昭和 56 年	3	西部管理センターを改築	12	伏見川衛生処理場の第 1 し尿処理場を廃止
	4	金沢市廃棄物処理審議委員会を設置(廃棄物処理に必要な事項を審議し、市長に具申する諮問機関としてし尿処理審議委員会を発展的に解消) ごみ収集手数料を改定		第 2 し尿処理場を改築し、第 1 処理凍結融解処理 145kl/日と第 2 処理 263kl/日(処理能力合計 408kl/日)
	6	一般廃棄物処理業者の西部清掃工場搬入を認め、普通ごみの全量焼却を実施		
		許可業者搬入手数を設定		
	9	第二期戸室新保埋立場を着工		
昭和 57 年	3	西部管理センター車庫棟を改築		
	3	戸室新保埋立場破碎機を廃止し、ごみ破碎転圧車(コンパクター)を導入		

年	月	ご	み	関	係	月	し	尿	関	係																																																																																																																																																																																												
昭和 58 年						4	し	尿	汲	取	手	数	料	を	改	定	近	江	町	公	衆	便	所	を	設	置	(建	物	面	積	20.25	m ²)																																																																																																																																																																						
昭和 59 年	1	第	二	期	戸	室	新	保	埋	立	場	を	開	設	(総	面	積	246,000	m ²	埋	立	容	量	2,670,000	m ³)	4	廃	棄	物	処	理	手	数	料	を	改	定	許	可	申	請	手	数	料	を	改	定	6	水	銀	含	有	廃	棄	物	の	分	別	収	集	を	開	始	7	戸	室	新	保	埋	立	場	浸	出	液	処	理	施	設	を	開	設	9	「	公	共	工	事	に	係	る	廃	棄	物	等	処	理	計	画	届	出	書	」	を	導	入																																																																																													
昭和 60 年	4	一	般	廃	棄	物	処	理	業	許	可	期	間	を	1	年	と	す	る	許	可	業	者	数	(収	集	・	運	搬	業	者	: 8	業	者	[う	ち	限	定	付	き	2	業	者]	、	処	分	業	者	: 2	業	者)	6	一	般	廃	棄	物	処	理	業	者	を	拡	大	許	可	業	者	数	(収	集	・	運	搬	業	者	: 14	業	者	[う	ち	限	定	付	き	3	業	者]	、	処	分	業	者	: 2	業	者)	資	源	回	収	モ	デ	ル	校	下	を	指	定	(富	樫	校	下)	し	、	空	き	び	ん	の	回	収	を	開	始	7	市	内	3	カ	所	に	空	き	缶	プ	レ	ス	機	を	設	置	8	早	朝	収	集	コ	ー	ス	10	路	線	の	う	ち	1	路	線	(近	江	町	コ	ー	ス)	を	民	間	委	託	11	資	源	回	収	モ	デ	ル	校	下	を	1	校	下	追	加	(夕	日	寺	校	下)	資	源	回	収	日	を	設	定
昭和 61 年	2	「	廃	棄	物	処	理	伝	票	」	制	度	を	導	入	4	廃	棄	物	処	理	手	数	料	を	改	定	6	資	源	回	収	モ	デ	ル	校	下	を	8	校	下	追	加	(計	10	校	下)																																																																																																																																																							
昭和 62 年	3	カ	レ	ッ	ト	ー	時	保	管	施	設	(ス	ト	ク	ヤ	ー	ド)	を	竣	工	4	廃	棄	物	処	理	手	数	料	を	改	定	6	資	源	回	収	モ	デ	ル	校	下	を	14	校	下	追	加	(計	24	校	下)	2	金	沢	市	廃	棄	物	処	理	審	議	委	員	会	よ	り	公	社	に	つ	い	て	答	申	1.	し	尿	処	理	業	務	に	お	け	る	公	共	的	関	与	の	必	要	性	2.	下	水	道	関	連	業	務	を	委	託	拡	充	5	浄	化	槽	清	掃	業	者	1	業	者	を	新	規	追	加	(許	可	業	者	数	2	業	者)																																																																	
昭和 63 年	4	産	業	廃	棄	物	処	理	業	の	新	規	許	可	期	限	を	最	長	5	年	間	に	延	長	6	資	源	回	収	モ	デ	ル	地	区	を	資	源	回	収	推	進	地	区	に	変	更	し	、	16	校	下	を	追	加	(計	40	校	下)	東	部	清	掃	工	場	建	設	に	着	手	7	民	間	埋	立	場	の	放	流	水	水	質	分	析	業	務	を	開	始	第	三	期	戸	室	新	保	埋	立	場	適	地	調	査	及	び	用	地	測	量	を	開	始	10	普	通	ご	み	収	集	を	ス	テ	ー	シ	ョ	ン	方	式	に	一	本	化																																																																		
平成元年	4	廃	棄	物	処	理	手	数	料	を	改	定	※	消	費	税	法	の	施	行	に	従	い	、	消	費	税	相	当	額	(3%)	を	手	数	料	に	加	算	5	産	業	廃	棄	物	処	理	業	既	存	許	可	業	者	の	期	限	付	許	可	(最	長	5	年)	へ	の	切	替	事	務	を	開	始	6	資	源	回	収	推	進	地	区	に	15	校	下	を	追	加	(計	55	校	下)	第	三	期	戸	室	新	保	埋	立	場	建	設	基	本	計	画	策	定	に	着	手	8	戸	室	新	保	埋	立	場	に	30	t	級	ご	み	破	砕	転	圧	車	(コ	ン	パ	ク	タ	ー)	を	導	入	6	消	費	税	法	の	施	行	に	従	い	、	し	尿	汲	取	手	数	料	に	係	る	消	費	税	相	当	額	(3%)	を	手	数	料	に	加	算																					
平成 2 年	4	廃	棄	物	処	理	手	数	料	を	改	定	5	第	三	期	戸	室	新	保	埋	立	場	建	設	実	施	設	計	に	着	手	6	資	源	回	収	推	進	地	区	を	12	校	下	追	加	し	、	全	市	域	で	実	施	8	環	境	衛	生	施	設	整	備	推	進	委	員	会	を	開	催	11	浄	化	槽	清	掃	業	者	1	業	者	と	な	る																																																																																																																
平成 3 年	2	ご	み	問	題	懇	話	会	を	設	置	東	部	管	理	セ	ン	タ	ー	を	改	築																																																																																																																																																																																

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
		4 東部清掃工場を改築(焼却能力 250t/日) 東部清掃工場稼働に伴う収集区域の見直しを実施 ごみモニターを設置(各校下2名) 第三期戸室新保埋立場建設工事に着手		
平成4年		4 廃棄物処理手数料改定 課所の一部を名称変更 施設管理課(旧 処理センター) 西部クリーンセンター(旧 西部清掃工場) 東部クリーンセンター(旧 東部清掃工場) 西部衛生センター(旧 伏見川衛生処理場) 東部クリーンセンターへの可熱ごみの自己搬入制度を開始 8 不法投棄連絡員を委嘱 9 西部クリーンセンター基幹的改良工事に着手 10 戸室新保埋立場搬入に関する事前届出・申請制度を開始		
平成5年		4 「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を施行 金沢市廃棄物総合対策審議会(旧金沢市廃棄物処理審議委員会)及び廃棄物対策推進員(旧ごみモニター)を設置 6 コンポスト容器設置助成制度を開始		
平成6年		3 「金沢市ごみ処理基本計画」を策定 4 第三期戸室新保埋立場及び第二浸出液処理施設を開設 (総面積 180,000 m ² 埋立容量 3,946,000m ³) 半透明ごみ袋を導入 廃棄物処理手数料を改定 埋立処分手数料について車種別を廃し、従量制を導入	1	西部衛生センター建設工事に着手
平成7年		3 西部クリーンセンター基幹的改良工事の完了 4 集団回収登録団体に対する助成制度を創設(2円/kg) 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱を施行 6 ごみ収集車の色彩デザインを変更 11 西部クリーンセンターで飛灰の薬剤処理を開始 茶色の1.8リットルびんの酒販店回収を実施	11	西部衛生センターを開設
平成8年		3 リサイクルハンドブックを作成 生ごみ堆肥化マニュアルを作成 リサイクルプラザ基本構想を策定 4 廃棄物処理手数料を改定 排出指導シール(イエローシール)、排出禁止シール(レッドシール)を導入 廃冷蔵庫、廃エアコンからのフロン回収を実施 西部クリーンセンターで隣接する下水道終末処理施設からパイプ輸送された下水汚泥の混焼を開始 資源化推進モデル地区を指定 10 「金沢リサイクルフェア'96」を開催(以降毎年開催)		
平成9年		4 「資源化推進モデル地区(16地区)」で月2回資源回収を実施 7月に4地区、10月に5地区を加え、モデル地区を拡大 ペットボトル回収モデル地区として森山、三和校下を指定 10 古紙等回収業者に対する助成制度を創設(雑誌2円/kg)		
平成10年		4 「資源化推進モデル地区(25地区)」に4月に3地区、7月に4地区、10月に5地区に加え、モデル地区を拡大 ペットボトル回収モデル地区に西南部、戸板校下を追加 7 古紙等回収業者に対する助成制度を改定(雑誌3円/kg)	4	し尿汲取手数料を改定
平成11年		3 西部リサイクルプラザを開設 4 全市域において、普通ごみは週2回、埋立ごみは月1回、金属類・ペットボトル月2回、びんを月1回に収集体制を変更		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
平成 11 年	4	市内 10 地区においての普通ごみの委託収集を開始 資源回収奨励金を全品目キロあたり 4 円に変更 生ごみ処理機購入費補助制度を創設 (1 処理機 3,000 円)		
	6	西部クリーンセンター基幹的改良工事に着手		
	7	東部リサイクルプラザを開設		
平成 12 年	2	東部クリーンセンターの ISO14001 認証を取得	4	西部衛生センター業務の完全委託化を実施 委託職員 4 名
	3	「金沢市ごみ処理基本計画 (第 2 期)」を策定		
	4	廃棄物処理手数料を改定 「容器包装リサイクル法」を完全施行 東部リサイクルプラザ内に金沢エコライフ工房を開設 委託収集地区に 4 校下を拡大 (以降委託収集業務を毎年拡大)		
	4	生ごみ処理機購入費補助制度の改定 (補助率 1/3、限度額 20,000 円)		
	4	古紙回収業者に対する助成制度を改定 (ダンボール 3 円/kg 追加)		
	7	容器包装プラスチックの分別収集モデル地区を設置		
平成 13 年	4	「家電リサイクル法」を完全施行 金属類の収集を月 1 回に変更 容器包装プラスチックについては全市域で 2 実施 (月 2 回)、圧縮梱包機の導入により資源化処理を開始		
	10	可動式破砕機を導入し、埋立場に搬入される木くずなどの焼却処分を開始 戸室リサイクルプラザの建設工事に着手		
平成 14 年	5	「建設リサイクル法」を施行		
	10	「金沢リサイクルフェア 2002」を「全国生涯学習フェスティバルまなびピア 2002in 金沢」と同時開催 金沢「ごみゼロ」ドットコムの運用を開始		
平成 15 年	2	西部クリーンセンターの ISO14001 認証を取得 戸室リサイクルプラザの処理棟を開設		
	7	粗大ごみの一部有料戸別収集制度を開始 戸室リサイクルプラザを開設		
平成 16 年	4	戸室新保埋立場浸出液処理施設の運転管理業務の完全委託化を実施		
	7	西部クリーンセンター新工場の環境影響評価に着手		
	8	東部クリーンセンター基幹的改良工事に着手		
	11	額谷町における産業廃棄物の保管基準違反に行政代執行を適用		
平成 17 年	3	コンポスト容器設置助成制度を廃止 「金沢市ごみ処理基本計画 (第 3 期)」を策定	4	西部衛生センター運転管理委託内容を見直し 委託職員を 4 名から 3 名に削減
	4	廃棄物処理手数料を改定 集団回収登録団体に校下婦人会・スポーツ少年団を追加 産業廃棄物の保管場所等の届出・報告を義務化		
	7	ごみ収集車両を活用した「安全・安心パトロール」を開始		
平成 18 年	2	東西クリーンセンターの OHSAS18001 認証を取得		
	3	西部クリーンセンター新工場基本計画を策定		
	5	第四期戸室新保埋立場の環境影響評価に着手		
	8	第四期戸室新保埋立場の基本・実施設計に着手		
	10	埋立場の産廃一部搬入規制を実施 (紙くず、繊維くず) 「もったいないフェスタ」を開催		

年	月	ご	み	関	係	月	し	尿	関	係
平成 19 年	2	西部クリーンセンター新工場の環境影響評価完了	4	埋立場建設準備室を開設	浸出液処理施設の運転管理委託内容を見直し 委託職員を4名から3名に削減	7	西部衛生センター運転管理委託内容を見直し 委託職員を3名から2名に削減			
		古紙回収業者に対する助成制度を改定（雑誌2円/kg、ダンボール1円/kg）		資源回収奨励金の金属のみキロ当たり3円に改定						
	7	廃棄物総合対策審議会の公募委員2名を委嘱								
平成 20 年	1	埋立場の産廃一部搬入規制を実施（木くず・廃石膏ボード）	3	古紙回収業者への助成を廃止		7	豪雨災害による災害廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）について金沢環境サービス公社により委託収集を実施			
	4	西部クリーンセンター新工場建設事務所を開設		集団回収登録団体に町会・幼稚園及び保育所保護者会を追加						
	7	平成20年7月28日発生豪雨災害による災害廃棄物を処理 （埋め立て処分、木くずのリサイクル、家電リサイクルなど）								
平成 21 年	3	西部クリーンセンター新工場の建設工事に着手	4	埋立場建設準備室を埋立場建設事務所に改組	家庭系廃棄物（再利用等の対象となるもの）の持ち去りを禁止（金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正）	2	旧西部衛生センター凍結融解汚泥処理棟（西部防災備蓄倉庫に転用済）を解体			
	9	第四期戸室新保埋立場雨水調整池の整備工事に着手								
	10	「3Rなんでもエコフェスタ」を開催								
平成 22 年	2	「金沢3R・エコ検定（初級編）」を実施	3	「金沢市ごみ処理基本計画（第4期）」を策定						
	10	「かなざわエコフェスタ2010」を開催								
平成 23 年	2	「金沢3R・エコ検定（初級編・中級編・小学生編）」を実施	4	再資源化に限定した一般廃棄物収集運搬業許可制度を新設						
	10	「かなざわエコフェスタ2011」を開催								
	10	ごみ分別変更にかかる説明会を実施								
平成 24 年	3	西部クリーンセンター新工場の竣工（焼却能力340t/日）	4	施設の名称変更 西部環境エネルギーセンター（旧西部クリーンセンター） 東部環境エネルギーセンター（旧東部クリーンセンター）	家庭ごみの分別方法を一部変更 （硬質プラスチック等：埋立ごみ→燃やすごみ 小型家電類：埋立ごみ→金属）	6	西部環境エネルギーセンター旧工場の解体工事に着手			
	9	第四期戸室新保埋立場東側進入路周辺及び外周道路周辺（東工区）の造成工事に着手								
	10	「かなざわエコフェスタ2012」を開催								
	12	本庁舎耐震化工事のため環境局を東力町の仮庁舎へ仮移転								
	12	平成23年3月11日に発生した東日本大震災による岩手県宮古地区の災害廃棄物（漁具・漁網）の受け入れを開始								
平成 25 年	7	資源ごみストアー拠点回収地点「ストアークる・ステーション」7箇所設置	9	「かなざわエコフェスタ2013」を開催						
	10	生ごみリサイクル循環システム「ベジタくる〜ん」開始								
	10	岩手県宮古地区の災害廃棄物（漁具・漁網）の受け入れ完了								
平成 26 年	4	廃棄物処理手数料の改定（消費税率5%から8%に引き上げ）及びごみ処理券の券種の追加（ペット専用炉による焼却処分）	6	東部環境エネルギーセンター第2次基幹的改良工事に着手						
	11	「かなざわエコフェスタ2014」を開催								

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
平成 27 年	3	「金沢市ごみ処理基本計画（第 5 期）」を策定		
	4	西部環境エネルギーセンター自己搬入ステーションを開設 生ごみ処理機購入費補助制度の改定 （補助率 1/2、限度額 30,000 円） 家庭ごみの分別方法を一部変更 （有料粗大ごみ 79 品目のうち、こたつなど 13 品目を小型家電類として金属ごみに変更）		
	9	第四期戸室新保埋立場埋立地整備工事及び外周道路周辺（西工区）の造成工事に着手		
平成 28 年	3	再資源化に限定した一般廃棄物収集運搬業許可制度に取扱い品目を追加		
	4	東西環境エネルギーセンターの ISO14001、OHSAS18001 を認証返上し、高効率エコ・セーフティーシステム（HESS）の運用を開始		
	11	「かなざわエコフェスタ 2016」を開催		
平成 29 年	3	日本郵便㈱と「道路損傷及び廃棄物の不法投棄に関する情報提供の協定」を締結		
	4	ごみステーション器材費補助制度を創設（補助率 1/2、限度額 100,000 円） 集団回収登録団体に校下・地区の町会連合会を追加 集団回収登録団体に対する助成制度を改定（4 円/kg） 資源回収奨励金の金属以外をキロ当たり 8 円に改定		
	6	金沢ごみ分別アプリ「5374App」の運用開始		
	7	金沢市一般廃棄物事業協同組合と「ごみの減量化、資源化等の推進に関する協力協定」を締結 湊市民センター横に資源搬入ステーションを開設		
	11	「かなざわエコフェスタ 2017」を開催		
平成 30 年	2	家庭ごみの指定ごみ袋収集制度を開始 廃棄物処理手数料を改定		
	5	保健所にフードドライブ窓口を開設		
	6	第四期戸室新保埋立場浸出水調整槽の築造工事に着手		
	7	要援護者ごみ出しサポート事業を開始		
	10	「かなざわエコフェスタ 2018」を開催		
令和元年	4	第 5 週目の容器包装プラスチック収集を開始 生ごみ処理機購入費補助制度の改定（補助率 1/2、限度額 40,000 円） 生ごみ処理機貸出制度の創設		
	10	家庭ごみ指定ごみ袋を 5 色刷りにデザイン変更		
	11	「かなざわエコフェスタ 2019」を開催		
	12	金沢「ごみゼロ」ドットコム運用を中止		
令和 2 年	2	「金沢市ごみ処理基本計画（第 6 期）」を策定		
	4	集団回収登録団体に対する助成制度を改定（6 円/kg） 古紙回収業者への補助制度を創設（新聞 2 円/kg、雑誌 8 円/kg、ダンボール 3 円/kg） 資源回収奨励金の金属をキロ当たり 8 円に改定（全品目 8 円/kg） 事業用生ごみ処理機購入費補助制度を創設（補助率 1/2、限度額 1,000,000 円）		
	8	東西環境エネルギーセンターから戸室リサイクルプラザへ自己託送による廃棄物発電電力の供給を開始		
	10	第四期戸室新保埋立場を開設		
	11	「かなざわエコアート展」を開催		
令和 3 年	2	「金沢市食品ロス削減推進計画」を策定		
	6	L I N E でのごみ分別自動応答等サービスの運用開始		

年	月	ごみ関係	月	し尿関係
令和4年	1	L I N Eでの戸別有料収集の受付開始		
	6	事業系古紙保管場所設置費補助制度（補助率1/2、限度額100,000円）、事業系機密文書資源化処理費補助制度（補助率1/2、限度額100,000円）を創設		
	10	「かなざわエコフェスタ2022」を開催 高校生護美サポーターの委嘱 東西環境エネルギーセンターから市庁舎等の市有施設へ電力会社を介した廃棄物発電電力の供給を開始		
令和5年	2	L I N Eでの燃やすごみ自己搬入の受付開始		